

小値賀町議会第四回定例会は、平成十九年十二月十九日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
横	松	立	伊	岩	浦	小	土	加	宮
山	永	石	藤	坪		辻	川	山	崎
弘	勇	隆	忠	義	英	隆	重	雅	良
藏	治	教	之	光	明	郎	佳	徳	保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十九年十二月十九日（水曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・松永勇治議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第五七号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第五八号 小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第五九号 小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第六〇号 長崎県市町村土地開発公社の解散について
- 第九 議案第六一号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について
- 第十 小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十九年小値賀町議会第四回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・立石隆教議員、九番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの三日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月二十一日までの三日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成十九年小値賀町議会第四回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

十月二十二日から十一月八日までの十八日間、フィジー・サモアから二名の研修生が小値賀を訪れました。本年も昨年と同様、JICA主催の受け入れではなく、小値賀町が提案した企画をJICAが採用して実施に移したもので、長期にわたる多くの住民とのコミュニケーションを図ることが出来ました。

次に、十一月二十四日・二十五日の二日間、全国の離島の活性化を目的として、東京池袋サンシャインシティで開催された『アイランダー二〇〇七』に、本町職員及び生産者の代表も大勢参加いたしました。今回は過去最大となる全国四十七ブース・二百あまりの島々からの参加がありました。小値賀サポーターズの応援もあり、ブースは多くの人々がつめかけ、大盛況でした。また、来場者への『好感度アンケート調査』で、今回はじめて第四位になっております。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、十月から、本町におきましても介護予防事業がスタートしました。スタートして一月余りが経ち、新規認定あるいは更新等で、現在までに十八名の方が介護予防サービスに移行いたしました。予防という観点からのアプローチに関して、行政と地域包括支援センターと社会福祉協議会、それぞれの立場でいろいろと協議・試行錯誤を繰り返しながら、事業を進めているところでございます。

保健班では、インフルエンザ予防接種を十一月五日から十二月四日まで十回行い、住民のほぼ半分に相当する約千六百名の方が受けられました。今年は、流行が二十年ぶりに早く、今後も流行が危惧されるため、もう一日追加して予防接種をすることにいたしました。

二十年度からの保健医療制度の大きな変革の中で、制度改正の一部凍結や、後期高齢者医療保険料の一部減免などもあり、事務を進める上で、いろいろと混乱している状況にあります。十一月に長崎県の後期高齢者保険料が決まりましたが、医療給付費の二〇%以上、乖離地域として、小値賀町の保険料率は減額されて決定しております。今後、対象となる方々に対し

て、制度や保険料について説明を行ってまいります。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、昨年、秋季に異常発生し、春季に松林の生育に大きな被害を与えた松毛虫について、今年は若齢期にあたる秋季にヘリコプターによる航空防除を百ヘクタール実施し、松林の保護、育成に努めました。

また、恒例の『第二十三回ふるさと産業まつり&ふれあい広場』が十一月十八日に開催され、今回から地元の中学生・高校生が実行委員会のサブスタッフとして参加し、若い力が当イベントの起爆剤となったことで、今後の地域産業の活性化につながっていくことが期待されます。前日からの天候が心配されましたが、手づくりのイベント等により、盛会裏に終了することが出来ました。

なお、産業祭りに先立ち、前日の十七日には農水産物の品評会が行われ、農産物に加え、水産加工の部、家庭菜園の部の品評会も行なわれ、両部門とも出品数は少なかつたものの、水産加工品の部において、漁協女性部が斑定置網で水揚げされた安価の魚を原料とした水産加工品で、『優良賞』と『努力賞』を受賞しております。

畜産については、町内の里山放牧場、未利用草資源を効果的に活用し、省力化された低コスト生産による肉用牛経営の安定と規模拡大を図るために、町内の放牧を一括して管理する放牧利用組合の設立を目指しております。このことで、荒廃した草地、遊休農地の解消と景観保全等による町内各産業の振興に寄与できるものと考えております。

また、十二月子牛せり市が、十二月五日に開設され、雌四十六頭、去勢八十頭の、合計百二十六頭が上場され、平均価格は、雌四十七万七千四百二十三円、去勢四十九万九千九百九十三円、平均四十六万九千八百八円で、前回九月せり市と比較し、一万五千四百七十円の安値となりました。

水産班では、今年度、漁協においては、経営基盤強化のための施設整備が三事業実施されていますが、そのうち一事業については十月下旬に完成しています。あとの二事業については、来年二月から三月にかけて完成の予定です。今後も、事業の円滑な実施のため、関係機関と連携して支援してまいりたいと思っております。

アワビ種苗センターにおいては、種苗生産工程の第一段階となる採卵作業を十一月に計九回実施しました。採卵技術の向上のため、今年度も長崎県総合水産試験場介藻類科の専門研究員をお招きし、二日間の実地研修を行い、他地区の種苗生産機関の方々のご支援も頂きながら取り組み、目標どおりの受精卵を採苗袋に收容することができました。

また、近年の観察結果から、受精卵収容直後の減耗が激しいことが、生産数低迷の原因の一つと考えられることから、現在、その対策にも試験的に取り組んでいます。

あわび館においては、今月発送が行われた『小値賀町じげもん振興協議会』の事業である特産品販売の全国展開支援事業の產品の中にサザエを加えて頂きましたが、他の產品と一緒に発送するということで、保存、並びに発送のテストを数回行い、安全性の確認を行った上で事業に参画しました。また、町内外に向けてアワビとサザエのセット販売も行いました。このような取り組みが収支改善に繋がっていけばと考えております。

商工観光班では、町の公共交通機関である小値賀交通バスは、交通弱者の足としてその役割を担っておりますが、利用者の減少等による厳しい経営状況や、運行のあり方について検討の必要性があり、経済的で利用者の利便性に配慮した、効率的な交通体系の構築を図ることを目的に、バス路線としてのあり方や改善策などについて、検討を行う対策協議会を立ち上げ、協議を重ねてまいりました。

十一月には中間答申がされ、具体的な取り組みが示されましたが、今後は国の地方再生モデルプロジェクト事業の選定を受けながら、また対策協議会の最終答申を参考にした新たな交通体系の確立に取り組んでいきます。

観光関係では、NPO法人『おぢかアイランドツーリズム協会』と連携した企画事業の実施など、自然体験・島暮らし体験を中心とした観光客の誘客に取り組んでおります。中でも、十月実施の離島モニターツアーは、関東方面や福岡方面から多くの参加があり、小値賀の魅力を十分に体感していただきました。今月も名古屋方面からのツアーが実施され、好評だったことから、次の企画ツアーも決まったようです。今後も各種のデータ分析・検討により、観光施策に反映していきたいと思えます。

じげもん推進班では、「地産地消」の推進として、「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会が事業主体となって取り組んでおります。地元食材を活用した「我が家の料理自慢コンテスト」を今年も十一月十日に実施し、十六名の方々と三グループから二十一作品の出品があり、最優秀賞に当町のブランド魚でもある「白銀」を活用した料理が選ばれ、今後、新たな郷土料理の一つとして、メニュー化が検討されると聞いております。また、今回も昨年に続き、審査委員長として、ハウステンボス・ホテルズ名誉総料理長の上柿元勝氏が来町され、審査及び講評を行なっていただきました。その後、小値賀産の食材を使った、家庭でも手軽にできるフランス料理の実演が行われ、参加者の皆さんも、めったに生で見ることで

ない著名なプロの技を真剣に学んでいました。このような活動を通して、今後、更なる「地産地消」の推進が図られるものと期待しているところです。

昨年度から取り組んでおります「特産品販売ビジネスモデル策定事業」については、町じげもん振興協議会の「おぢか特産品」販売の全国展開事業として新たな取り組みを行い、三百七十一件の申し込みがあり、すでに十二月初旬に発送が終わっています。今回のセット物については、アンケート等により商品構成等の十分な評価、分析を行い、今後、四季折々の特産品セット物の全国発送の体制づくりを目指し、また地元の一次産品を軸にした産業界間の連携が図られ、町内の雇用の創出につながることを期待しているところです。

空港関係では、昨年、県空港利活用検討委員会の提言により、二年間の検討期間が設けられ、空港の利活用策につきまして、各種の検討を進めているところではありますが、十一月に、試験的に産業祭りの景品として小値賀町の遊覧飛行を実施し、大変好評でありました。

今後のことにつきましては、長崎新聞に、『上五島空港・小値賀空港のパイロットスクール開校』の記事が掲載され、来年二月頃から、小値賀空港・上五島空港でのパイロット養成が計画されておりますので、県や新上五島町とも十分調整を図りながら、空港の有効的な利活用推進を行っていききたいと考えております。

教育委員会関係について申し上げます。

九月三十日開催の「第四十一回町民体育レクリエーション大会」は、秋晴れの中、幼児からお年寄りまで多くの町民の参加をいただき、盛会のうちを終了いたしました。

十一月十・十一日の二日間「第三十三回町民文化祭」が開催され、書道・絵画・陶芸等の展示や、舞踊・詩吟・コーラス・太極拳等が上演され、普段からの活動成果を存分に発揮し、多くの来場者を楽しませてくれました。

前日の十日には、「第二十五回少年の主張発表大会」が行なわれ、小学生三名、中学生三名、高校生三名の児童生徒がそれぞれ主張をのびのびと発表されました。会場に詰め掛けた町民の方々に大きな感銘を与え、小値賀の子供たちが心豊かに成長していることを実感しました。

新春、一月三日には「第六十回成人式」が執り行われます。今回の成人者は男二十五名、女二十七名の五十二名でございますが、少子化の影響により年々、成人者も減少している状況にあります。そのような中で、新成人として大人の仲間入り

をする若者を激励し、祝福してやりたいと思っております。

診療所について申し上げます。

懸案事項となっていました看護師の夜間勤務二名体制を十一月から実施し、医療サービスの向上と看護業務の軽減を図っています。

また、先の定例会の一般質問で提案されていた『入院患者の付き添い』の件につきましては、募集の結果、応募者があり、登録し、斡旋紹介を行なっております。毎回のように述べておりますが、看護師・補助看の人員については、依然として不足しておりますので、引き続き補充に努めてまいりたいと思っております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は特別交付税を主な財源として、各事業の事業費の変更や事業完了に伴う補正、その他年度内執行が急がれる経費について計上いたしております。

今回の補正額は八千七十万円で、現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、二十八億一千七百四十万円であり、前年同期の予算に比べ、六・七％・二億二百十万円の減額となっております。

特別会計は、国保会計他一会計で、補正額は四千四百三十一万八千円となっております。

なお、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」など、五件の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案八件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏）　これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

七番・伊藤忠之議員

七番（伊藤忠之） 私は、本町における遊休農地の現状と解消対策について、町長にお伺いをいたします。

国は、食糧、農業、農村基本計画において、担い手育成のための施策や担い手に対する農地の利用集積の促進、体系的耕作放棄地対策の整備、また小規模農家や兼業農家の役割などの施策を打ち出しています。しかしながら、遊休農地は中山間地域、また離島地域の小規模農家を中心に、担い手不足や農業従事者の高齢化により、毎年増加をしております。

この遊休農地は全国において、平成十七年農林業センサスでは、約三十八万ヘクタールで、そのうち、農振農用地区内の遊休農地面積は、平成十八年農業資源調査の結果、約十五万ヘクタールとなっており、長崎県においても遊休農地は年々増加しており、昭和六十年の五千百ヘクタールから、平成十七年の二十年間で約二・六倍の、一万三千ヘクタールに増加をしております。

本町においても畑総事業による圃場整備や農道整備が行われていない、耕作困難地域が著しく増加をしているのが現状であります。今後、五年・十年後において高齢者や担い手不足による耕作放棄が心配され、認定農業者など、担い手育成が益々重要になると考えられます。遊休農地の発生防止、解消対策については、平成十七年九月一日施行の改正で、農業経営基盤強化促進法において、特定利用権の設定にいたる法制度の整備がなされ、活用促進が求められております。

また、本年六月十九日に閣議決定された『経済財政の基本方針二〇〇七』においては、「五年程度を用途に農業上、重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す」との方向が打ち出されるとともに、農林水産省においても全市町村における『遊休農地解消計画』の策定や、地図上での耕作放棄地の実態調査の実施など、遊休農地の具体的な解消対策が緊急の農政課題となっております。このため、改めて遊休農地の発生防止、解消に向けた取り組みとして、農地パトロールによる農地利用の総点検と、指導徹底や地域の実態に即した対策として、農振農用地区内と区域外、また圃場整備完了済と未整備、そして原野化の有無といった実態に即した取り組みや、担い手不足や農業従事者の高齢化が著しい地域においては、中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策との連携により、集落共同での農地の保全管理の促進、また遊休農地等の多目的な活用対策として、関係機関、団体との連携のもとに放牧利用、バイオマス、粗飼料生産利用、植林への転用などの推進などがあります。

そこで、町長にお伺いをいたします。

国において、「一五年程度を目途に農業上、重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す」を打ち出したことより、長崎県においても耕作放棄地を解消するために五ヶ年計画の実践事業を行っております。初年度ということもありますが、本町において遊休農地の実態を現時点においてどのように把握し、現状を捉えているのかをお伺いをいたします。

次に、地域の実態に即した遊休農地解消対策として、遊休農地全般、原野化した状態の遊休農地の場合において、荒地などの農地の有効利用や地域の環境、景観保全、牛の健康増進、繁殖性の向上や放牧によるコスト低減など、放牧のメリットを活用した肉用牛生産農家による遊休農地の有効利用の実態をお伺いをいたします。

また、耕作放棄畑や道端、土手などに繁殖しているセイタカアワダチソウが花粉を撒き散らし、気管支喘息の原因になると風評されているが、町長はどのように認識をし、今後、どのように対応していくのかをお伺いをいたします。

なお、再質問があれば、質問者席にて行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

本町の農家は農林統計によりますと、昭和六十年には五百二十一戸、耕地面積で六百四十ヘクタールありましたが、十八年度には、三百八十六戸、耕地面積で五百五十三ヘクタールに減少いたしております。うち、遊休農地は十八年度で、百三ヘクタールが耕作放棄地となっております。そのほとんどが圃場整備や農道の整備がなされていないため、活用しにくい農地が耕作放棄地になっているものです。畑総事業等で集団化され、作業効率の良くなった圃場でも一部遊休化が見受けられますが、これは、中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策事業により、集落共同で遊休農地の解消に取り組むようになっていきます。また、他の圃場についても、畜産農家が採草地や放牧地として活用することで、遊休農地を解消する事業も推進いたしております。今後、高齢化による離農者が見込まれますが、農地の流動化、集積を図り、担い手の農家の規模拡大、育成に努めたいと思います。

二番目の、放牧のメリットを活用した肉用牛生産農家の実態の件ですが、現在、町内の畜産農家は六十九戸いますが、そのうち、三十一戸の方が十八箇所です。里山や遊休農地を活用した放牧を行っております。

放牧場の利用状況ですが、昭和五十七・五十八年に整備された里山については、各地区の畜産農家が利用管理していましたが、高齢による畜産離れが進み、放牧の適性管理ができず、一部荒廃した里山も見受けられます。今後は、町内の里山放

牧等の管理、運営を一元化した組合を設立し、適正な維持、管理を行う必要があります。

また、遊休農地を活用した放牧を、十八年度から和牛部会が主体となつてモデル事業で取り組んでいますが、荒廃した農地が草地として活用されることに、町民の方からも好評をいただき、十九年度も二箇所、遊休農地を活用した放牧事業に取り組むと聞いております。

当町での放牧は、周年を通した放牧が可能な条件を備えています。伊藤議員もご承知と思いますが、肉用牛経営は放牧を利用することで、飼養管理の省力化が図られ、現在の牛舎の広さでも容易に増頭することが可能になります。

十九年四月一日の調査では、六百二十八頭飼養されていますが、昨年度より三十六頭が増頭されています。また、未利用の草資源を活用することも、低コスト生産が推進され、肉用牛経営が安定し、町農業の振興にもつながります。また、遊休農地を解消することで、草地、里山の景観の保全にもつながり、観光面にも大きく貢献することにもなります。

続きまして、セイタカアワダチソウの質問ですが、セイタカアワダチソウについては、アメリカ原産の帰化植物で、花粉症や喘息の原因となる植物として風評され、嫌われる植物の一つと認識しておりますが、一般的には養蜂家にとって、秋の大切な蜜源花でもあるそうです。

町内でも、遊休農地でセイタカアワダチソウの群生が多く見受けられますが、町民の大半の方が風評のとおり、悪いイメージの植物として認識していると推測しております。

私も、景観上よろしくないと思いますので、セイタカアワダチソウの駆除の目的でなく、伊藤議員のおっしゃるとおり、中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策、放牧等を活用して遊休農地を解消することで、駆除にもなるし、景観の保全にもなると思っております。

以上でございます。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 遊休農地の解消につきましては、ただいま町長の答弁のとおりですね、今後はですね、本町においても益々高齢化が進み、そしてまた農業をやめる方が益々増えてくると思います。それによって、耕作放棄地が増加することは確実であります。しかし、そのことによつてですね、今度は専業農家、例えば、認定農業者とかなんかの担い手農家の規模拡大が益々重要視されてきますが、その規模拡大をすることによつてですね、多額の農機具、また資材等の購入で資金面に

も大変苦勞することと思っております。

そしてまた、土地利用型ですね、耕作をやる場合には今現在、もう地球温暖化などですね、土地利用の露地栽培については天候の不順などによってですね、大変作物の収穫が不安定になっている問題も考えられます。そのような中でですね、本町の事態に応じた五ヶ年計画を是非、農業委員会をはじめ、生産農家、そしてまた関係機関団体においてですね、慎重に協議をしていただいて、十分な『五ヶ年計画』を作成していただきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

確かに機械購入もいろいろあるうかとは思いますが、機械共同組合等もありますし、またいろいろですね、今後、関係機関と協議の上で、前向きにしなければいけないと思っております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 続いて、放牧についてお伺いします。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、十八年度から始まって十九年度にも二箇所の放牧を計画しているそうです。実際、私もですね、大浦地区と、それから笛吹在地区の二箇所を見て回りました。私が見たときはですね、ある程度の荒地をですね、「まあ見事に雑草をですね、牛がよう食べつくしたなあ。」と改めて感心しております。

そこですね、この放牧についても若干問題があります。その一つにですね、例えば放牧を借りる場合、一箇所がですね一人の所有者のものであればいいんですけども、例えば、放牧をする場合に、二名とか三名とか、数名の土地の所有者がある所を利用する場合ですね、笛吹在の地区でも見て判りましたけども、土地と土地の段差があるわけですね。その段差をですね、牛が移動する度に大分崩れております。そのような中でですね、今後、もしその放牧期間が終わって土地の持ち主に返す場合に、その後どのような対策をとっているのかお伺いをいたします。

それとですね、この土地を借りる場合の契約期間が短いとですね、せつかく次の土地のための草を植えても、その草が生えてくるまでの期間と、そしてまた草を有効利用する期間の効率が悪くなる可能性があります。

そこでですね、その契約者と契約を交わす場合にどのくらいの年数で契約しているのかお伺いをいたします。

それとですね、先ほど町長の答弁にもありましたけども、十九年度においては二箇所という答弁がありました。それで、

次に平成二十年度からですね、今後、どのような放牧の事業を考えているのかをお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この件につきましては、ちよつと専門的になつていようでございしますので、尾崎専門幹の方から答弁させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

農地の復旧の件ですが、一応、境等は国土調査でもうはつきりしてしますので、法面あたりの畦畔等の復旧については、現状で復旧するように指導はしております。

それで、一応農地の賃借の期間ですけど、双方五年間の契約をしております。そして、『異議』が無い場合は、自動継続という形で何年でも契約が有効になるような方法で契約を結んでおります。

二十年度についてはですね、今先ほど、おっしゃいましたとおり、町内の里山と遊休農地を活用した放牧利用組合があります。それをですね、一元的に管理する組合をですね、早急に設置いたしましたして、その組合の計画に応じてですね、町内の荒廃した里山がたくさんあります。それを放牧場として利用できるということで計画を立てていただいて、そして事業に進めていきたいと考えております。

そして、遊休農地についても、移動電牧等が可能ですので、各所、遊休農地を調査して解消に向けて努力したいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） この放牧に関してはですね、多くのメリットがあります。是非、いろんな施策を考えていただいて、とにかく小値賀町の農業の生産額ですね、もう五〇%以上を繁殖農家が占めておりますので、是非行政もですね、一緒に協力してやっていただきたいと思いますと思っております。

次に、『セイタカアワダチソウ』についてお伺いをいたします。

このセイタカアワダチソウはですね、原産地はアメリカであります。アラバマ州だったですかね、その「州花」にもな

っているそうです。これがですね、アメリカでは「ゴールデンロッド」と言いまして、「金のムチ」という意味だそうです。これはムチを振るうが如く、勢いよくパツと咲くそうですので、そういうあだ名が付いたのではないかと思っております。しかし、このアメリカではですね、花粉症が大変多く、早くから研究されておりますが、セイタカアワダチソウはですね、花粉症の原因とは考えられないと言われております。これは先ほど町長も答弁をいたしたとおりであります。

しかしながらですね、日本においては、一時は気管支炎の元凶、つまり悪事の中心人物として「濡れ衣」と言いますか、濡れ衣を着せられて、嫌われている植物の一つになっております。このような中でですね、悪い面ばかりではなくてですね、このセイタカアワダチソウの根はですね、「クローン状」と言いますか、根がたくさん生えてですね、法面の表土の防止にも役立つそうですあります。

そこですね、じゃあ、何とか考えないかなあと思っておりますね、実は診療所の升水事務長にですね、お願いをいたしました、診療所の大住元先生にですね、医者としてどのような目で考えておられるのかということをお伺いいたしました。

そこですね、大住元先生の資料が、まあこんなにもらったんですけども、医薬用語ばかりでほとんど私は意味は判りませんが、この中にですね、『花粉症の原因の植物として』という題名ですね、「花粉症を引き起こす植物は六十種類以上が報告されている。報告されていないものを含めればさらに多いであろうということは容易に想像できる。」というあれで始まっておりますが、その中の一つとして『セイタカアワダチソウ』、またの名を『セイタカアキノキリンソウ』というそうです。「この俗名が『ブタクサ』ということもあり、ごく一部で混乱が生じている。実際、過去に花粉症の原因植物と言われたこともあったが、セイタカアワダチソウは虫媒花のため、原則的には花粉は飛ばさない。ただし、大群落を作ることが多く、こぼれた花粉が周辺に飛散してしまうことはある。花粉症の原因にもなり得る。同じキク科のため、ブタクサやヨモギ等の花粉症の人は注意が必要である。」ということを書かれております。

つまり、花粉症の原因にもなり得るということですね。そしてこの病名がですね、『セイタカアキノキリンソウ花粉症』というそうです。

大住元先生のこの資料によればですね、やっぱり先ほども言いましたとおり、花粉症の原因にもなり得るということだと思いますので、先ほど、町長の答弁がありましたけども、是非、いろんな施策を考えて、そしてできれば駆除していただきたいと思っております。

最後にその点を町長にお伺いをいたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） セイタカアワダチソウの法面保護につきましては、前にも言いましたが、あまりにもイメージが悪く、荒廃感が強いということと、それに外来種ということと、小値賀町の場合はですね、わざわざセイタカアワダチソウを法面保護に植栽する必要はないのではないかというふうに思っております。

それから、他のですね、先ほどいろいろ言いました答弁につきましては、各和牛部会とか、いろいろと協議しながら前向きに検討しなければということと、答弁にさせていただきます。

議長（横山弘藏） 次に、九番・松永勇治議員

九番（松永勇治） 私が生まれ育った頃は、学校は一学年の学級数が四学級から五学級あり、人口は一万人を超え、農家・漁家は潤い、笛吹漁港内外に『いわし網漁船』が係留し、商店街は賑わい、町全体が活気にあふれ、道路・漁港など基盤整備がなされ、今日に至っております。

現状は、人口三千人余り、高齢者率が四〇%を超え、若年者比率が年々低下し、後継者がいない・育たないため、農業、漁業が低迷し、商業は購買力が伸びず、町民所得が向上しない、厳しい経済状況が続いております。

児童・生徒は現在、小学校百十五名、中学校九十二名、高校百十名、合わせて三百十七名、一学年、一学級から二学級という少子化により、将来、二〇二五年（平成三十七年）の人口は、千七百六十三人と推計されています。大変寂しい思いがいたします。

以上のような町勢状況の下で、平成十六年八月執行した、『合併することの意思を問う住民投票』の結果を踏まえ、議会には住民の意思表示として重く受け止め、十六年九月定例議会において、今後一層、住民と行政が一体となって総力を結集し、自律の道を進めることを決議するとともに、自立した自治体改革を進める上で、議会のあり方はどうあるべきか、議会の活性化についての事項を十分に調査、検討するため、「議会のあり方検討特別委員会」を設置、委員会協議会、委員会審議を重ね、方向性を示した「小値賀町議会活性化に関する申し合わせ事項」を全員一致で承諾、十七年三月定例議会において、委員会報告、具体化のため、長期に検討を要するものは、議会運営委員会が継続的に研究・審議していくことといたしております。

私は、『財政計画の見直しについて』と、健全な財政の確立のため、進めなければならない『行政改革の推進について』、町長に質問いたします。

社会環境の変化、国、地方を取り巻く厳しい財政状況を背景に、住民に最も身近な自治体は、自らの判断で地域の実情や要望に合ったサービスを提供し、個性ある『まちづくり』を進めること、即ち、地方分権の推進が求められています。

本町が自立していくためには、一層の『財政改革・行政改革』が最も重要なことであり、これまで『財政運営収支計画・行政改革の取り組み』について質問を重ね、伺ってまいりました。お答えのとおり、形がまだ見えていないように私は感じております。

去る十二月七日、総務省は、自治体の破綻を未然に防ぐため、財政状況の改善を強く促す狙いで、『自治体財政健全化法』に基づき、自治体財政をチェックする、四つの指標の数値基準を十九年度決算から適用することにしております。

まず第一点の、『財政計画の見直しについて』伺います。

町長は、平成十八年十二月定例議会において、「平成十六年度に作成し、公表した『財政計画』は、地方交付税の減少なども折り込み済みで、予測の範囲で推移している。しかし、十九年度からは新型交付税に移行することから、新たに試算してみたが、本町における交付額は従来とほぼ変わらない算定結果が出ている。国の基準がはっきりした段階で、財政計画を見直し、住民に公表する。」との答弁でございました。

平成十九年度普通交付税算定結果を見ると、三位一体改革で、国庫補助負担金が整理合理化され、一部が一般財源化され、交付税に算入されたにも関わらず、交付税は、十八年度に比べ、五千六百三十九万五千円、三・四％減少、また、所得譲与税が十八年度ベースで二千七十二万六千円が、税制改革（税源移譲）により譲与がゼロになっております。これに相応する町税、町民税、個人に係る税の増収は一千二百万円程度で、三位一体の改革は、過疎高齢化、地域活力の低下に悩む自治体の財政窮乏は改善されるどころか、先行きの見通しが立たない不安を感じております。

今後、経常的な行政経費に加え、これまで整備した各公共施設に係る大規模改造、改修工事、維持補修、備品機器の買い替え、取り替え、老朽化した施設の建て替え、住民生活に直結する特別会計への繰出金、予期できない自然災害等に係る財政需要が増加していくものと思われまます。財政構造の弾力性を判断する指標であります、経常収支比率が八八％、計算式の分母から減税補填債、臨時財政対策債を除いた収支比率は、九一・九％で非常に高く、今後の財政運営が大変心配されます。

平成十六年度を初年度として、十八年度までを『第一期改革』と位置づけ、平成十九年度から二十一年度までを『第二期改革』とする『三位一体改革』の中身が見えた今、「改革による本町財政への影響をどのように捉え、考えているのかについて」と、もう一点は、「財政計画を検証し、見直し、修正の必要はないかについて」、町長の見解を伺います。

再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

自治体財政健全化法に基づき、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」が公表されました。それは、以下の四点でございます。

まず第一点は、実質赤字比率が標準財政規模に応じ、早期健全化基準においては、市町村は一一・二五％～一五％、都道府県は三・七五％、財政再生基準においては、市町村は二〇％、都道府県は五％とする。

第二点は、連結実質赤字比率が標準財政規模に応じ、早期健全化基準においては、市町村は一六・二五％～二〇％、都道府県は八・七五％、財政再生基準においては、市町村は三〇％、都道府県は一五％とする。

第三点は、実質公債費比率が早期健全化基準においては、市町村・都道府県とも、一般単独事業の許可が制限される基準とされている二五％とする。財政再生基準においては、市町村・都道府県とも、公共事業等の許可が制限される基準とされている三五％とする。

第四点は、将来、負担比率が、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は三五〇％、都道府県及び政令市は四百％とする。

以上のように、四指標の公表が義務付けられ、この内一つでも基準以上になると、早期是正団体となり、財政健全化計画の策定など、さまざまな措置が義務付けられ、国からの関与を強く受けることとなります。このことを踏まえた上で、松永議員質問の二点についてお答えいたします。

まず一点目の質問でございますが、国による「三位一体の改革」は、財政力の弱い自治体にとっては、想像以上に大きな打撃を受けております。都市と地方の財政力格差はますます増大し、抜本的な税制改革が早急に望まれているところですが、本格的な改革は平成二十年度以降になることが確実となりました。

本町においても、この期間において財源不足を補うために基金を約三億五千万円程度崩しております。今後においては、地方交付税の動向が本町の生命線であり、また新型交付税の導入も本年度から始まりましたが、基準財政需要額における算定額は、財政計画の範囲内で推移しております。さらに地方債の償還がピークを過ぎ、大幅に減少していくことなどから、今後、基金は、三年後を目処に緩やかに増加の方向に向かうと考えており、本町の財政は健全な範囲で運営ができるものと考えております。

第二点目の質問ですが、財政計画につきましては、毎年いろいろと制度の改正等が行われており、随時、見直しが必要でありますので、年度末までには次年度以降の財政計画を毎年公表したいと考えております。第一点目と同様に、地方交付税の動向が本町の生命線でありますので、違算することの無いよう全力を傾けたいと考えております。以上です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 四指標の勉強をさせていただいたようなものでございました。

それじゃなくてですね、小値賀町が何十パーセント以上をかけると、どうのこうのじゃなくて、十九年度を見ますとですね、地方交付税が五千六百三十九万五千円。さっき申し上げましたけど、所得譲与税が二千万余りの減、それに対して交付税の減額に関わる国庫補助金の減に関わるですね、個人住民税への移譲が一千二百万です。そうするとですね、これを都合、トータルしますとですね、六千五百万円の、今までより一般財源の減になったわけですね。そういうことも加味されて、町長は何回質問しても、そういうふうな「計画通りに推移している。」ということでごさいますけれどもね、計画通りに推移しておるといふことですから、さっき申し上げましたですね、もし災害とかですね、今まで（造った）公共施設ですね、そういうふうなものの大改造がですね、大体集中して造られておりますのでですね、集中して出てくると私は思うんです。

そういうふうなことからしてですね、今の現在の基金のあり方、取り崩し、そして段々減っている中ですね、そういうふうな事故が起きた場合にですね、どういうふうな財政運営をしていくかについてはですね、本当に真剣に考えてもらわないと、そのときになってからは間に合わない。

そして先ほど、「二十一年度よりの改革を待って。」ということですが、改革前にですね、大体見通しを立ててやっ

ばり『財政計画』をピシャツと立てんと、そのときになってから、金があればいいですけど、立てても金が無い『財政計画』は立てられないわけですから、そういう点についてですね、概略的な考え方じゃなくて、個々の数値目標を立ててですね、しっかりとした説明をお願いしたいと思うわけですけど、まあここでは無理でしょう…。

そういうふうなことについてですね、さつき申し上げました、今まで造ってきた公共施設いろいろありますけども、そういうふうなものに対する改造費とかですね、そういうふうなものを取り入れた『財政計画』であったのか、私は前のはもらっておりますけども、ちよつと持ち合わせませんので、その点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） この『財政計画』につきましては、毎回、一般質問で指摘されておりますが、私が町長になるときに、「四年間で小値賀の財政基金は無くなる。」というふうな風潮がありました。私たちの場合はそんなふうには思ってたなかったわけですが、財政は確かにまだ「余裕」と言いますか、それはあります。

それから、「災害についてどう対応するか。」ということですが、災害等についてはほとんど国庫補助金ということ、まあ災害は無い方がいいんですが、もし災害があつた場合でもそれは対応できるということ、いろいろと心配していただくのは大変有難いんですが、後輩をですね、信用していただいてもえればと思っております。

議長（横山弘藏） 松 永 議員

九番（松永勇治） 災害と申しますか、先ほど申し上げたのは、これは災害はまあいつ来るか、予期しないときに来るわけですから、それは災害復旧債もあるし、いろいろ国からの特別な支援もあるわけですけども、今現在、多くの建物、箱物、いろいろ施設がありますけども、そういうふうなことについて、本当に六十年代にですね、体育館にしろ、診療所にしろ、何にしろ、全部建てたわけですね…。国からどんどん過疎債、辺地債が貸される頃ですね。そういうふうな建物ですね、いっぺんに建てられてるもんですから、そういう施設がいっぺんに老朽化が来るわけですね。そして大改造したり何だりしなければならぬので、それに対応する『財政計画』の中には盛り込んであるのかということをお尋ねしていただけます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 確かにですね、いろいろと上物があまりにも多すぎるといふ批判は受けておりますが、そういう補修等

もですね、それはいつぺんにいろいろということじゃないと思いますが、財政の方にはですね、計画については、一応検討はいたしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 「一応」では困るんですよね。ピシヤツとして数値目標を掲げてですね、これにはこれだけの金が予想されるといふことをですね、まあ財政課の方ではやっていると思えますけども、そういう点についてですね、もう少し今からですね、慎重に財政ということを考えていかないと、行き当たりばったりで、そのときそのときのことだけを考えて、足らなければ基金を下ろす、ちよつと余つたな、特別交付税が余計来ると思えば基金を返すというようなですね、そういうことが行政じゃないんですよね。

やっぱりきちんとした、住民が安心して暮らせるようなですね、安心して任せられるような行政をですね、あれするためには、住民にですね、先ほど、「来年度あたりからもう一回、計画を練り直して公表する。」ということですので、それを期待いたしますけれども、そういうふうなことを踏まえてですね、ただ数値的に上げてはならないわけです。何を基礎にこういうふうなものを、これがこれだけ要るんだ、それですから、補修費じゃなくてですね、もう工事請負費、建設事業になるわけですね、補修もですね、大きいですから。ですから、備品の取り替えにしても、大備品は相当かかりますし、そういうふうなことも踏まえて、ただ一つ一つの、そのとき逃れの行政じゃなくて、しっかりとした土台を、基盤を作つてですね、財政運営をやっていたいただきますよう、お願いをいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	六分	—
—	再開	午前	十一時	六分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道） 松永議員さんが言っていることは有り難いと思っておりますが、いろいろのことにつきまして、すべてですね、入っておりますので、どうぞご安心していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 安心ができるような、ひとつ『財政計画』を立てていただくよう期待をいたします。

時間がありませんので、二問目に移ります。

二点目の『行政改革の推進について』町長に伺います。

行政改革については、これまで「旅費の引き下げ、物件費の削減、特別職給与・議員報酬・各種委員等報酬の削減、各種補助金の廃止及び削減、保守点検などの一括見積もりによる削減、保育所・幼稚園の統合、組織機構を見直した課の統合、使用料・手数料の見直し等」の改革に取り組みられております。

以上については、職員の意識に基づいた内部の事務事業に係るものでありまして、『組織』に係る改革が見えない。

去る七月に、執行部、議会は、それぞれ地区回りをし、住民との意見交換を行いました折に、「消防分団は、団員の確保に苦慮しているが、統合は出来ないか。」、また、地区にある公園・園地の清掃管理のあり方など、住民が外から感じて感じている多くの意見が寄せられました。住民の行政に対する関心は非常に高まっております。

町長はこれまで、「『小地区の統合について』は、行政の方から強制して地区の統合を進めることは出来ず、地区が大きくなればよいという問題ではなく、今後、地区会長と協議し、地区住民の意見を尊重していきたい。」、また、「『消防分団の統合、再編について』は、今後、各分団から要望があれば、地区住民、消防分団の意見を尊重して十分な協議を行う。』との答弁でございました。

行政改革は、行政が改革大綱を定め、住民と協議を重ね、意見を聴き、理解を求め、積極的に推進し、行政に反映していかなければならないと私は思っております。

以上のことを踏まえ、『行政改革に対する町長の認識、姿勢、見解』を伺います。

また、十八年三月定例議会において、行政改革推進委員会への諮問について町長に伺いました。

町長は、「現在の『行政改革大綱』は、平成十三年四月に策定されたものであり、見直しの時期が来ているので、改定作業の準備をしている。『行政改革大綱』の策定は、検討委員会、作業部会で審議後、行政改革推進委員会へ諮問となります。」との答弁でございました。

行政改革の推進を図るため、本部長は町長、副本部長は副町長、本部長は課長補佐及び同相当職を充て、行政改革推進本部設置要綱があります。『行政改革大綱』を策定し、推進委員会にはその後諮問したのか。また、その後の取り組み、経緯について伺います。

なお、再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 『行政改革の推進について』お答えいたします。

一番目の質問ですが、行政改革については、住民の要望があつてからするのではなく、行政が率先してやるべき政策と考へており、松永議員の考へと私の考へも同じであります。

ただ、『小地区の統合について』は、今までの一般質問等で回答してきたように、行政の方から強制して地区統合を進めることは出来ず、自主的な問題であると考えますので、町としてはやるべきではないと考へております。地区では出来ないかと相談があれば、当然 町はサポートをしなければならぬと考へております。

『消防団の統合について』も、分団員が少なくなつても、統合することによつて分団本来の任務である、初期消火に大きく影響すると考へられることから、現状維持でお願いしたいという地区の意見もあり、今後も分団長・関係する地区会長との協議は行つていきたいと考へております。

しかし、そうはいつても、町の近い将来を考へた時、早急に何らかの手をうたなければならぬとは思つております。そういったことで、小地区の統合については、地区の何かの会合の折に住民の意見が反映されますよう、この件に関して、話し合つていただくよう、地区会長に依頼したいと思ひます。

また、消防団についても、分団長会議の時等に分団と地区の総意の下に当面する課題として、取り上げて話し合ひたいと考へております。

二番目の質問ですが、その後の取り組みはということですが、行政改革についての検討を、今年八月に十九名の係長からなる行政改革推進検討委員への依頼をし、九月に十四名の課長会からなる行政改革推進本部への依頼をしており、行政改革推進検討委員の話し合ひは十二月で終了いたしております。

今後のスケジュールとしては、行政改革推進本部で行政改革推進検討委員会の内容を精査し、行政改革推進委員を委嘱し、また諮問をし、行政改革推進委員会を開催し、答申をもらひ、議会の皆様にも、報告をして、平成二十年四月一日で、『小値賀町行政改革大綱』を作成したいと考へております。

なお、実施目標期間は、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日の五年間と考へております。

以上です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 小地区の統合問題についてはですね、私は何年か前か自分の町の会長をもっとつてですね、新西町とかは非常に小さい町なんです。それでですね、お祭りとかですね、いろいろそこで出なければならぬ社会福祉事業にですね、出られなかったり、そうしたお祭りとか何かに非常に悲観した考えを会長さんは持つてですね、その踊りを西町で稽古しとるわけですけど、そこは通りきらずに小浜町の方に回って『阿弥陀寺』の下から行くようなですね、非常に小さい思いをするわけです。

そういうことで、私がおの会長を持つてるときですね、皆さん方から小さい地区の、浦町・上下町・新西町も含めて木下町、そういうところの会長さんから非常に苦慮していることを聞いたもんですから、第一回目の質問をしたわけです。

ですからですね、行政の方から勧めてやるわけじゃなくて、そのくらの考えは、皆さん交代されるところもあるんですけど、皆さんそういうふうな考えられてると思います。そして、一番小さいところは、もう何戸しかないところもあるんじゃないですか！そういうふうなところはですね、やっぱり全部が全部ということじゃないんです。離島とかですね、農家地区とかというのはいくつあるんですけども、ほんとの町部の方の、小さい町をですね、何箇所かを統合再編すべきじゃないかなというふうな考えておりますので、これはひとつ町長、「こっちから、行政からやるんじゃない。」つちいうことじゃなくてですね、もう少し積極的に話をしてですね、十分時間をかけていいわけですから、そういうふうなことで、地区のですね、いろいろ積立金とか、いろいろ複雑な問題もあるそうです。なかなかですね、いざ統合することになればですね。そういうふうな問題もあるでしょうから、早めにやっぱり話を持ちかけて準備をしていただくというふうなことで、積極的に勧めていただきたいと思います。

消防団にしても同じでございます。本当に先ほど町長が「初期消火に：。」とは言いますけどもね、今、常備の消防署もおりますし、そして道路もこういうふうに出来上がって道路もいいし、直ぐ応援は出来ると思うんです。そういうことを考えましてですね、昔のままではなくて、今の現状等を見ながらですね、改革を進めていただきたいと思います。

やっぱり、先ほど二番目のですね、「十九名の何々で、十二月に終了いたしました。」と。これを「二十年四月に」ということでございますけれども、今、この行政改革がですね、一番大事な時期にですね、余りにもちよつと鈍いんじゃないです

か！その事務が…、進行がですね。そして今日、予算を見てもみますとですね、一回ぐらい開くぐらいの推進委員の報酬が「八千円」出ているわけです。「あ、これは一回しか開かないんだなあ。」と私は思っています、十八年の三月に一般質問をして、もう答申されているのかと思っておりますところが、今が十二月で内部で立ち上げて、そしてこれを二十年の四月にいうこととございますので、あまりにも行政改革についての積極性が無いと、「消極」とは言いませんけども、積極性が無いと思えますが、その点どういふふうにお考えですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一番目の質問ですが、地区の統合ということで、前にも確か質問があったと思います。そういうことで、笛吹の各十四ヶ町の会長さんに全部お願いをして、その中で、会舎町がですね、「一人か二人しかいないから、どうかしてほしい。」ということ、宮崎町にお願いに行つてですね、そしてやつと二年後に合併をしていただいたと、一緒になつてもらったという経緯があります。

それで、まあ小さいということとございますが、そういうところもいろいろお願いはして回つたんですけど、積立金の問題とか、いろいろの問題があつて、なかなかちよつと今のまんまでさせてもらえればということが多かつたもんですから、それは、今確かに祭りのとき関係もですね、いろいろそういう人がおるとは思いますが、私たちの場合は歳をとつた高齢者に「一緒に踊りを踊ってくれ。」というお願いはした覚えはないし、今後もないと思います。

そういうことで、よくですね、それは相談しながら、また今後、会長さんにお伺いを立てたいと。

消防につきましては、それは大浦とか、唐見崎の方がですね、わざわざ会長さんの方に行きまして、なかなか分団が統合できないかというような話もしたんですが、やはり初期消火ですね、唐見崎にしても大浦にしても、消防ポンプがあつたらホースをあと生えていっただけで消せるわけですね。それから、今、松永議員さんが言っておりますが、消防署の広域消防はですね、今、急患で、もうしょっちゅう鳴っている状況です。そういう中でいったときに、果たして火事が起きたとき、どうしますか、それは対応はなかなか遅れます。それは勿論そうでしょう。ですから、そういうことを考えてですね、私たちの場合は、地区の人たちの意見を尊重して今までやってきたということ、ご理解をいただければと思っております。

それから、二番目につきましては、「改革がふーたんぬるい」というような言い方については、甚だ失礼だと思っております。ただ、今まで私が先ほどから申し上げましたように、八月にですね、係長会で検討委員会を立ち上げた。それから

九月に行政改革推進本部を課長会で開いております。その中で、係長会の分が十二月に答申をしたんですけれども、この課長会については、一月になってから検討をするということに一応なっております。その後、来年ですすね、委員を委嘱して、その方たちによく煮詰めていただいて、そして四月一日にやるということでございますので、そういう、「遅い。遅い。」ということも解らないわけではないんですけども、あまり「遅い。遅い。」と大きい声で言われたって、私たちもやっておりますから、やっつけないということじゃないんですから、その点はよろしくご理解をいただければと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） いやあ、町長ですすね、「ふーたんぬるい」っちゅうことは私は言っておりますよ。

かえって私が、あなたはそういうことを言って失礼じゃないですか！

私、「ふーたんぬるい」っちゅうことは言っておりませんよ！

「遅いじゃないかと、事務が…。進んでいないじゃないか。」ということ言ってるんで、あなたに「ふーたんぬるい」とは言っておりません。訂正してください。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） すんません。小値賀弁を使いました誠に申し訳ございません。

「ふーたんぬるい」は、「遅い」ということに訂正させていただきます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） まあ、何遍言っても一緒ですけどもね…。

小さい地区だから、「お祭り何かの時にはお年寄りが出ている。」っちゅうことは私は言っていないんですよ。小さい町には若い人もいないから、出ることができずに非常に稽古をしている人たちの前に行くのは気の毒だという感じを持ってるから、こういうことも加えてですすね、やっぱりよく中身を検討してですすね、難しいこともあるでしょう。先ほど積立金の問題とか、それも話は聞いております。

それですすね、これをそんときに「さっとせれ。」と言っても、なかなかその町のいろいろのあれがあるわけですから、早めにこういうことはこういう話を、先々ではこういうふうなことを考えていますとか、計画的にこうしてやりますというようにお話を皆さんと話し合って、早めに決めてそういうし難い点の問題については解決していただくと、その間にですすね。

そういうことじゃないと、「はい、そのときやりますから…。」って言って、あなたが来年度も再来年度もそんなときに行つて、直ぐ「それではやりますよ。」つちゆうことは言わんわけですから、計画を早く示して進めなければ、行政改革はすぐ簡単にできるものではありません。そういうふうなことも含めて私は言っているわけでございますので、その点、ご理解をいただきます。

それとですね、今、思いつきましたけどもですね、行政改革は行政ばかりの改革ばかりではないんですね。社会教育の中です、ね、ずうつと前ですね、住民からの『生活改善』ですね、そういうふうな、例えば、結婚式のときに引き出物をやめるとか、そういうことも一時あったようですが、それからまた復活しているようですけども、そういうようなことも加えてですね、社会教育の面で、住民生活の中で出来るものもあるんじゃないかなと、そういうふうなこともひとつ考えていただきたい。

それとですね、時間が無いですから、ただ町長に一・二点、お尋ねをいたします。

去るですね、十二月五日に、福島県の矢祭町前町長・根本氏を招へいしていただきましたですね、『町づくり講演会』が開催されました。矢祭町は、自主独立の考えをもって、以前から改革に取り組まれ、平成十三年十月に『合併しない宣言』を行い、平成十八年一月から施行されております『矢祭町自治基本条例』を制定し、創造するための理念及び運営の基本を明らかにし、行政、財政改革を、自ら先頭に立って矢祭町の町長は取り組んでこられたわけですね。任期間ですね。二十四年間かいくらかちゆうことやったですけど…。

その経緯についてですね、中で、職員百三十二名を四十八名削減した、そして職員不足による、事務が多くなるからですね、時間外勤務に係る時間外手当を削減、まあやらないと、支給しないと、いうようなところまでですね、町長としてほんとし難いところまでやってきたとらすわけですね。

そして、条例の中身を見るとですね、定年退職にも不補充に臨むなどというようなことを、例を挙げて講演がされましたけれども、私、ほんとにね、相当な努力がいったらうなあ、苦勞をされたらうなあと思いましたが、この身を裂いてですね、自立するための努力、大変ご苦勞が多かったと思います。そういうことを踏まえてですね、町長はあの講演を聴いてどういうふうにお感じになりましたか？

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道） 地区の統合についてお答えいたします。

当然、今後ですね、会長会ともよく相談しながら前向きに検討しなければいけないことで思っております。また、統合することによってですね、会長手当て等が減るということですね、これはしなければいけないということで、今後やります。

消防団につきましては、この件については、各分団長間です、話し合いがまだいろいろ今後しなければいけないというので、この前の十二月にその案件は実際出ておりますので、地区会長さんとも話し合いながら、この点につきましてもしなければということ思っております。

それから、今の、矢祭町の方で、この前の講演会のことにつきましては、確かに根本町長は六期二十四年間、松永議員さんも視察を見て判ったように、まだ古い役場の庁舎ですよ。そういうことで、あんなに辛抱して基金が結構お有りになると。そして外の会社の企業誘致も進んでいる。そういう中で、確かにあそこは一町で十分やっていけるんじゃないかということ言われておりますが、それは私もそのように思いました。

ただ、矢祭町の根本町長が小値賀に来て、まず本通りを上がって、まあ夜だったんですが、「この小値賀は三千人ぐらいの人口じゃなくて、五千〜六千ぐらいはゆっくりおる、何となく自然が良くて、素晴らしい町じゃないか。」と。

講演会その明日、町内の一周をして回ったんですが、やっぱり小値賀の場合は国境の島ということで、こんなに不便にですね、高速船で一時間四十分、帰りはフェリーで帰ったんですが、二時間四十分ぐらいかかると。「やはり小値賀は遠いなあ。」ということ言われたんですけど、この行革につきましても、私たちは今後ですね、検討委員会等を皆さんに答申をしていただいて、今後、『行財政計画』を四月までには上げたいということで、そういうことでご理解をしていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ひとつよろしくお願いをいたします。

――休憩――
――再開――
町長
午前 十一時 二十七分
午前 十一時 三十八分

最後でございませぬけれども、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方をです、三位一体で検討された結果は、国の財政再建を優先させてすね、地方財政を圧縮、特に過疎化地域の経済力が衰え、活力が低下した自治体にとっては、国庫支出金が減り、それに代わる所得税が個人住民税へ移譲されたものの、税収が少ない自治体にとっては、財政は益々疲弊して財政危機をもたらしている現状でございませぬ。

そういうふうなことで、人口減少、高齢化問題、財政状況などを踏まえ、自立していく上においてです、行政改革、財政改革が最も私は重要であると考えております。

ですけど、行政改革のうちゅうのは、金を浮かすための行政改革もありますし、それでない、生活改善の面の行政改革もあります。住民のですね。そういうふうなことも踏まえてです、積極的に改革に取り組み、行財政基盤を構築されることを要請いたしました、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（横山弘藏） 次に、四番・小辻隆治郎議員

四番（小辻隆治郎） 私は、『小中高一貫教育をより充実化することについて』お伺いをいたします。

教育は、ご承知のように、国の根幹に関わる問題であります。教育をないがしろにすれば、国の発展は到底望めません。それどころか衰退する一方であります。特に日本のように物的資源に乏しい国は、勢い知的資源に頼らざるを得ません。

小値賀町の教育は、直接、日本の教育にもつながるといふことであります。

つい最近、経済協力開発機構『OECD』が五十七の国、地域の十五歳男女の、約四十万人を対象にした「二〇〇六年国際学習到達度調査」を発表しました。しかし、その発表内容は、日本にとってショッキングなものであります。調査内容は、三点。「読解力」、「数学的応用力」、「科学的応用力」、これを問うものでありますが、二〇〇三年と比較して、「読解力」は十四位と十五位、「科学的応用力」は二位と六位、「数学的応用力」は六位と十位と、順位を落とし、これが前々回、二〇〇〇年に比較すれば、「数学的応用力」が一位、「科学的応用力」は二位と比較すれば、学力低下は歴然としております。理数系学習を得意分野としてきた『科学立国日本』の地位が大きく揺らぎ始めてる証拠と言えるかも知れませぬ。この二〇〇六年の『OECD』の調査は、所謂、『ゆとり教育』時代の生徒を対象にしたものだけに、今後、文科省の学習指導要領もまた大きく転換していくものと考えられます。

以上の事例を見ましても、日本の教育方針の転換を受けて、町の教育方針もそれに添った形で行われるとは思いますが、いずれにせよ、『おちかつ子』の成長は、我々小値賀町民が見守っていく必要があります。

さて、小値賀町は、来年、平成二十年度から小中高一貫教育がいよいよ本格的に実施されます。公立校としては初めての試みなので、教育現場に直接携わる先生方は大変神経を使うだろうと推測されます。県や国が注目する中、町として小中高一貫教育をより充実させていくために、どのような協力体制を敷くべきか考える必要があると思います。協力する方法は、他にもあると思いますが、次の三点について提言したいと思っております。協力する方法は、

まず、一点目について。

当町出身の教育関係者へ支援協力の依頼が出来ないかをお伺いします。この趣旨は、当町から県の教育界へは有数の人材を輩出しておりますが、その先輩たちの知恵をお借りして、連携していくことが町の一貫教育も順調に推移するのではないかと考えるからであります。そのために諮問機関のような形に、外部に設けることが出来ないかと、そういうふうにかえま

す。

二点目として、島外の学校との交流についてお伺いします。この趣旨は、ともすれば、『おちかつ子』は対外的に刺激が少ないため、「競争意識が無い」、「気力・忍耐力・執着心が足りない」という評価にもつながっております。『井の中の蛙』にさせないために、島外の、小・中学校生徒との交流を活性化させることも一案ではないかと思っております。

三点目として、中高校生の寮制度の可能性についてお伺いします。

この趣旨は、寮制度を採用した場合の利点が、教育面ではより中高一貫教育の前進を、また町の活性化にも大きく寄与するのではないかと考えるからであります。

一・二点目については教育長に、三点目については町長にご回答をお願いしたいと考えております。以上です。

再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

最初の質問の、当町出身者の教育関係者の支援協力についてお答えします。

当町出身の方が県内外で各方面にわたり、活躍されていることはある程度承知しております。

小中高一貫教育が、平成二十年四月から本格的にスタートすることになりますが、ご質問の中で言われているように、全国でも初めての試みと言われております。四月からは、本格実施に向けた取り組みとして試行を始めてきましたが、計画されたものと実行される内容との課題も、特に現場の先生方は実感されていることと思います。そのことは、来年二月にまとめとしての報告会を開催いたします。

当町出身の教育関係者の知恵や指導をお願いすることは、今後、当然考えて行く必要があると思っております。

しかし、まずは、現場を預かる先生方に頑張ってもらう必要があります。

当町の児童生徒数が減少している中で、当然先生の数も少なくなつてまいります。限られた教員数を有効に活用するにも限度があるうと思えます。また、ご協力をしていただく教育関係者の方々との調整等を行うなど、課題もあります。今後、学校等と十分協議して行きたいと思えます。

二点目の、島外の学校との交流についてお答えいたします。

小値賀で生まれ育った子どもたちにとって、毎日が同じ顔と接してきている状況の中で、新しい人との出会いは大変新鮮で刺激にもなり、競争心も出て好ましいことと思えます。転勤に伴う転校生も含めて、小中学校へ複数の子どもたちが転校してきました。校長先生の話しの中にも、小値賀の子どもたちにとっても大変刺激になり、よい効果が出ているとの話を伺っております。

このような状況を考えると、島外の学校との交流は、今後、大いに検討すべきものと考えます。県内外を問わず、継続して交流可能な面とか、学力・スポーツ面等、また、日数的な期間等、学校側とも協議して行きたいと思えます。以上です。

議長（横山弘藏）

町 長

町長（山田憲道） 三点目の、中高生の寮制度の可能性についてお答えいたします。

当町においても過疎化や少子化が進む中で、町に元気をもたらす子どもへの力は、大変大きいものと考えております。ここ数年、二十名を切る出生数を考えたとき、島外からの受け入れは、今後考えなければならぬと思えます。

また、小値賀町が持っている、地域の教育力や豊かな自然、町民のやさしく思いやりのあるこのような環境は、島外にもアピールできるものと思っております。

「小中高一貫教育」の効果にも大いに期待をし、島外からの留学生の受け入れには、関係機関と協議して進めて行きたいと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 一点目について再質問させていただきます。

今後、学校等と協力してですね、やっていくということなんですけども、今回、『OECD』で今言った調査がありました。「国際学習到達度調査」ですかね。この中ですね、何が一番問題なんだということは、勿論、その数学的応用力とか、科学的応用力、その考え方にミスしたために点数が下がったということなんですけれども、それにも増しているいろんな識者、そして私が聞いた範囲内ではですね、やはり学校の先生の『質』にもよるといふような意見が多数見られます。

そういうことですね、教育長も大きな力を持っていると思うんですけども、まず、そういう外部的な機関にですね、こういうふうな「相談」というふうな形でですね、「こういう先生方がほしいんですけども、どうだろうか。」と。そういうような意見を持っていきやすい、そういうシステム作りというかですね、まあ個人的な付き合いではなくて、もう継続的に、小中高一貫も一年・二年で終わるわけじゃないんですから、今後ずっと続いていくと思います。

そういう意味では、一応、諮問機関みたいな形を作ったらどうかというのが私の意見なんです。それについては、教育長はどう思いますか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

ご質問の中ですね、『OECD』のテストの云々という話の中で、当然、長崎県が平成十六年の一月からですね、長崎県内の小学校五年生と、中学校二年生をですね、「基礎学力調査」というのを行いました。で、今年の四月がですね、文科省が全国の基礎学力調査というのを行いました。で、小学校の五年生はですね、「国語・算数」、中学生は「国語・数学・英語」をやりました。で、その結果はいろんな形で分析が出ております。

小値賀の子どもたちの中にですね、問われているのは、やはり「応用力」、そういうものが欠けている部分というのは分析の中で言われております。これは、学校の方でそういう中身を調査しておりますので、それに向けてどのような対応をするかということは、まず第一次的には現場の方でやっていたかどうかということを考えております。

もう一つは、単なるその「応用力」、それから「忍耐力」、「我慢強さ」、こういうものが小値賀の子どもたちにも欠けているのではないかなあということが言われております。

毎月、私どもは、校長会・教頭会を開いております、その中で、町の中においてもですね、学力向上委員会というのを、平成十六年の十二月に立ち上げておりまして、その委員会もまだ継続して活動しております。そういう中で、まずは考えていきたい。

それから、今後ですね、やはり島外にいろんな教育関係者、知恵を持った方、力を持った方がいらつしやると思っています。即、諮問機関的なものを作るということになると思います、これはやはり、どういう方がまず人的に、人を集めることがはじめるか、いろんなことが考えられます。そのことはですね、「やらない」ということではなくて、そういう知恵は今後またいろんな方とご相談をしておりますね、検討をさせていただければと思います。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 今現在の先生を中心にして一貫教育を行っていくという回答だと思います。

そしてその中に、いろんな知恵を拝借して外部の方にも接触するということだと思います。

確かに、今後は実際問題、現場の先生方が一生懸命授業を行って、そして一貫教育を行うわけですが、その都度、外部の方に尋ねていくという姿勢はそれはそれで結構です。

しかし、例えば、言い難い話ですけども、『質の良い』先生方を小値賀の方に招くということになればですね、なかなか教育長さんも大変だろうと思うんです。そういう意味ではですね、できるだけ、そういう相談する機関を設けて頑張っていると思います。まあそれはそれで結構です。

次にですね、小値賀出身と言うか、現役、卒業者含めて『姫松会』という教師の団体があると思います。そういうことでですね、私、今後、小中高一貫で、今試行中の中にもありますけども、来年四月から『IT授業』というのがあります。

「一教室二人体制」の授業ですけれども、その中に、『T2』、補助的先生方を置く制度です。その補助の要員にですね、退職なされた小値賀出身の教育者をですね、何かボランティアか、ボランティアかどうかはともかくとして、採用できないかなど、そういう気持ちがあるんですけども、それについてはどう思われますか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 今、おっしゃった『T2』の話はですね、まず、可能かということですね、これは現実的に制度上は可能です。問題は、やはり、そういう協力していただく方をどうやって確保するかというのが一番の問題になるかと思えます。退職をなされた先生方、今、島内にいらっしゃる方が何人かはいますけども、年齢的なものがひとつございまして、即、現場にお願いできるかというのは、これはまた別の問題になるかと思えます。

ただ、今後はですね、やはり、島内に住んでいるからということではなくて、島外の方にもですね、逆に来ていただくという方法も考える必要があるかと思えます。ただし、これについてはですね、財政的な面が今後は考えられますので、当然、財政の、町長部局の方とですね、協議をする必要があるかと思えます。

それから付け加えますが、小中高一貫の大きな狙いはですね、やはり今おっしゃった『T2』、『T3』という、複数の先生で一つの学級を教える、一つの学年を教えるというのが大きな狙いがあります。そのことを含めて、小中高の先生方が、極端に言ったならば、高校の先生が小学校へ行くという、この仕組みの中で、そういう対応をとりたいと。当然、小学校の先生、中学校の先生、それぞれ学級数によって定数が決まっておりますので、教員の数は限られます。その数をどうやって有効に使うかということ、この一貫教育の中では大きな柱として考えておりますので、現場の方もそのことは含めてですね、『T2・T3』をやっていききたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 今、先生方の減少という非常に厳しい問題が、生徒の減少に併せてきますけども、今言った『姫松会』、というようなところでですね、島外からは相談して、島内にも『姫松会』の人もいらっしゃるし、おそらくOBの方もいらっしゃると思います。そういうことを、まあ「活用」という言い方は、ちよつと失敬に当たりますけども、そういう方向がでないのかというふうには考えます。

先立ってですね、佐世保の県北小値賀会に行ったら、高校のOBの先生が来ておりました。そのときに言われたことはで

すね、「自分も小値賀出身やけん、是非ともボランティアでもいいから、小値賀で教えてみたい。何か協力してみたい。」と、そういうようなことが念頭にあったもんですから、この質問にもなったわけです。

ですからすね、『姫松会』、非常に大きな団体ですから、それをどう活用するか、今後研究してすね、その先生の減少を、如何に補うかと、そして小値賀出身の先生方は非常に熱い思いを小値賀には持つてると思います。そういう気持ちを、小値賀で開花させてもらおうと。そしてしっかりした『おぢかつ子』というのを作ればなど、いうふうには私は考えておりますけども、そういう意味ですすね、そういう活用の仕方と、そういう先生の減少に対する対処はどうするのか。今後、研究をお願いしたいと、そういうふうに思います。

次、二点目ですすね。今後、島外の学校との協力もしていくということなんですけども、二年前ぐらいに川棚町の竹辺町長が来島なさってますすね、そのときに竹辺町長から聞いたことがありますけども、「是非とも小値賀の子どもたちと、そして川棚町の子どもたちと交流して、活発な意見交換を行ってやっていこうじゃないか。」と、そういうような意見を聞いたことがあります。

それについては、どうお考えになりますか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 最初のことでお答えします。

『姫松会』はすすね、私も細かいことはまだ承知しておりませんが、中身をよく見させていただいて、ご協力が得られるようなことはすすね、今後検討させていただきますと思います。

それから、島外との交流についてはすすね、今後は当然やる必要はあろうというふうには考えております。学校の意見等もお聞きした上で、やらなきゃいけないということは考えております。

今言った、川棚の話は今後検討させていただきたいと思いますが、確か三年ほど前に東京の調布市とのすすね、こちらに衛生のアンテナですすね、交流の事業をやったことがあります。東京の方から見たときに、非常に小値賀はすすね、まあ情報がないですから、ちよつと変わったような状況だと思えます。野崎の案内をしました。東京の子どもが質問の中にすすね、「コンビニエンスありますか？」というような質問が出るぐらいですすね、東京の子どもたちはそのような状況でありました。で、私どもも今後すすね、やはり交流というのがすすね、単なる「行って来い。」だけの話ではなくて、例えば、短期間の

体験入学をするとか、そういうものを上手く活用することによって、場合によっては長期的な体験入学、それが場合によっては離島留学というふうに発展することも考えられます。

ですから、そういう意味では先ほどの、最初の答弁の中にあつたように、島外からの子どもたちとの交流というのが、やはり地元の子どもたちにとつては大変いい効果が出るというふうに考えておりますので、その点は、今後いろんな各方面、県内外を問わずにですね、これからはそういうところを探していきたいと、それから内容についても検討していきたいと思っています。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） できるだけ今言ったことも検討してもらつてですね、例えば、学校の先生のお子さんとか、消防署のお子さん辺りが転入してくると、非常に地元の子どもたちが活発化する、そういう傾向にあると、ある校長先生が申ししておりました。是非とも他の学校とも交流して、どんどん対外的にも自分の主張できるような、そういう子どもを作つてほしいと思います。

次に三点目の、寮制度についてお伺いします。

今、町長のご返答の中には、島外から留学生を呼ぶというような形でおっしゃったわけですが、私は小値賀の中学校、高校生をすべて、できるだけ寮制度を作つて、全寮制みたいな形に出来ないかなというふうに考えているわけなんです。

と言うのは、こういうちよつと突発的な発想ですね、何のことかちよつと解らないなというところもあるかとは思いますが。しかし、日本で初めてですね、公立校として初めての小中高一貫教育を、そしてその成果を得るためにはより徹底したやり方がいいんじゃないかと、そういうふうに考えます。

私の今の考え方は、宮崎県の『五ヶ瀬中等教育学校』というのが土台になってますけども、ここの特徴としてはですね、中高一貫教育と、そしてその寮制度が大きな柱としてあります。そんな中ですね、中高一貫教育の効果としては、学力が上がること。そして寮生活の効果としては、「人間力の育成」につながりますよということなんです。「人間力の育成」というのはですね、異なる、例えば、中学一年から高校三年まで生徒がいますから、その自治活動を行います。その中でですね、コミュニケーション能力とか、社会性、協調性、忍耐力が育っていきますと。そして、最後にですね、これは生徒自身の言葉から聞くんですけども、「もし、宮崎の近くにおればですね、自分たちの子どももまたこの五ヶ瀬の中等教育学校に就学

させたい。」と。そういう希望する子がずいぶん多いらしい。そういう意味です。ね、ひとつ中高一貫、今まで小値賀町もやってましたけども、それに寮制度をドッキングした形になればですね、より充実したですね、小中高一貫教育が、中高一貫教育ができるんではないかと、そういうふうに考えますけども、町長はどういうお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

確かに、五ヶ瀬町の方で寮生活をやっているというのは聞いておりますが、小値賀のように島の中央に一つしかない高校ということ、地理的問題等も何も無い条件の中ですね、小値賀町民の中高生の寮制度については、ちよつとまだまだ無理じゃないかと思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 確かに財源的問題とか、初期投資も結構かかるであろうし、財源的問題、そしていろんなクリアもあると思います。維持管理も大変かかるだろうと思います。

しかしですね、もう少しこの「教育」というのを、しっかりと見つめなおしてみればですね、そういう学生たちを、如何に小値賀からそういう形の子を輩出するかということですね、しっかりとした足取りで考えていかなばならないんじゃないかと、そう思うわけです。

『郷土を愛する』、今私の言った言葉にありましたけども、その郷土を愛する気持ちもですね、その寮制度の中から生まれてきてるといふこともあります。確かに小値賀町は島外からあまり来ませんから、町内の子どもたちが主になります。そのときにですね、規則正しい生活とか、或いは、ある先生が言っていましたけども、「中学校では三割ぐらいが朝飯を食べてこない。」と、そういう実態があるそうです。それでレンジで「チン」とかですね、なかなかそういう面もあって、『知育・徳育・体育』、これは「食育」で支えられているという意見がありますから、その食育の点も考えてですね、寮生活がベターではないかと、そういうふうに思います。

財源的問題は私もちよつと判りませんが、その辺は行政サイドで検討してもらってですね、今すぐには言いませんけども、より充実した形で一貫教育を行うにはですね、そういうことも考える必要があるんじゃないかと思えます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 小値賀はですね、昔から子どもの教育には熱心なところと聞いておりますし、歴代の町長さんでもですね、一生懸命やったということ、この件については私はそういうふうに思います。ただ今現状を見ますと、小中学校建設をまず優先したいという考えが一点と、ただ島外からの留学生の受け入れ等については、今、町営住宅等がやり替えをやっていると。そういうことで、古いところをですね、リフォームしたりいろいろして、そういう場は作りたいと思っておりますが、地元の中高生の寮制度については今の現在ではちよつと無理ということ、ご理解してもらえればと思っております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 一応、今後の検討材料にしたいだければとは思いますが。

先立っていらつしやつた、矢祭町の根本前町長も、彼が町長になってから子どもの教育ということについて、矢祭町の『基本条例』でもありますように、そういうのも設定してですね、子どもたちの教育には非常に力を注いでいる、そういう一例もあります。

特にですね、中学生を海外に修学旅行にやると、そのために一年に二千万の金をつぎ込んでみると、まあ財政が豊かであるから、そういうこともできるんでしょうけども、そういう意味ではですね、庁舎を辛抱して、そして子どもたちにはそういうお金を配分していると、そういうような意気込みを持ってですね、町長もひとつ任期中にですね、少しは考えてほしいと、そういうふうに思います。

これで私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 矢祭町に行つて庁舎がもう老朽化、それに対して小学校の校舎は木造の冷暖房であったというふうには思っておりますが、そしてまた、修学旅行生については一億円の交付金ということで、それを有効利用できないかということ、それを利用してですね、当初は二十人ぐらいであったのを、二年度からは全員出したという話も聞いております。

そういうことですね、前向きに今後いろいろ教育委員会等々とも相談しながら、検討させていただければと思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休 憩 — 午 後 零 時 十 九 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

次に、五番・浦 英明議員

五番（浦 英明） 私は、『小中高一貫教育と北松西高の存続について』及び『小値賀町小中学校の校舎建設について』質問をいたします。

まず最初に、小中高一貫教育と北松西高の存続についてお尋ねします。

長崎県立高等学校教育改革第三次実施計画の中で、生徒減少が続く中、社会の変化や時代の要請等に対応するための「専門学科の改編等」について、また、一島一高校の「しま」地区における教育水準の維持向上を図るため、本県独自の取り組みとしての「小中高一貫教育の導入」など、平成十八年度から二十一年度までに実施する諸施策をまとめられています。

平成十八年度から情報電子科の募集を停止し、普通科のみ採用、二十年度は一学年一年クラスになりますので、一学年一学級の全学年三学級になれば、授業する教職員数は大幅に減ります。学校の垣根を越え、お互いの職員が補完し合わなければやっていけないので、小学生の学科担任制の導入により、専門科目の教師を多く配分してもらい、学級担任の教師を少なくするなど、工夫することで、少数教師で教育水準を低下させない方法を考える必要があります。

二十年度開始に向け、現在、小中高一貫教育の試行中ではありますが、初めてのことで先生方には大変ご苦労されてる様子が、先日、小中合同選択教科の授業の中で拝見できました。

先生方には大変だとは思いますが、生徒のために、より良い授業を創意工夫の上、指導していただくよう切望をいたします。このように一生懸命に取り組んでおられる小中高一貫教育と、北松西高の存続をどのように捉えているのか、教育長に伺います。

二点目として、県立高校改革基本方針で、県教育委員会は、入学者が二年連続で定員の三分の二を割った高校は、統廃合を検討するとしています。二〇一一年に閉校予定の、野母崎・松浦東・富江・猶興館大島分校は、いずれも定員を割り込んでおり、「生徒数が少なくなると、クラブ活動を縮小せざるを得なくなり、充実した教育を提供できなくなる。また、交通の便も良くなり、地元以外の高校に進学する生徒が大半だ。地域の事情を総合的に見て決めた。」と、県教育委員会は説明をしています。このような事態にならないためにも、県に対して協議を重ね、検討していく必要があると思うが、町長はど

のように考えているのか伺います。

三点目。北松西高校は、『連携型中高一貫教育校学校案内』というパンフレットを独自に作成して配布したり、説明に回ったりして生徒の確保に努力していますが、町としても何か良い方策はないのか伺います。

以上、三点質問いたしますが、再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

長崎県は、生徒数の減少が進む中、一島一高校の「しま」地区における教育水準の維持向上を図るため、県独自の取り組みとして「小中高一貫教育の導入」を、平成十七年三月に策定しました。

この「小中高一貫教育」は全国でも初めての試みと言われており、県内三地区、宇久・奈留・小値賀が指定され、平成十七年四月から、それぞれの地区毎に取り組みが始まりました。

当町においても、平成十七年六月、「小値賀地区小中高一貫教育推進委員会」を発足し、来年四月の本格実施に向けて鋭意努力中でございます。

この中で、私共も一番重点を置いているのは、将来の子供たちの夢実現に向って、最後の学年となる高校からの出口をどう保障できるかになって来ると考えております。

当町でできる教育は、高校までしかなく、そこである程度の結果を出す必要がございます。そのためにも、小学校からの基礎学力をしっかりと身に着ける必要があるかと考えています。

この取り組みの如何によって、今後いろんなことが出て来るかと思いますが、「小中高一貫教育」が行われている状況では、高校の存在が無くなることはないものと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二点目につきましてお答えいたします。

北松西高校は、昭和三十年四月、定時制独立校として発足し、最大時、約四百十名を越す生徒を有していました。しかし、時代の流れと共に少子化が進む中、来年三月をもって「情報電子科」が閉科となり、「普通科」だけとなってしまいました。

県は、平成十七年四月に、特に「しま」地区の高校の中で、宇久・奈留・小値賀地区を指定して、新たに「小中高一貫教育」の方針を出し、当町においても、教育関係者が一生懸命取り組んでいるところだ。

小値賀町に高校が存続することは、親元から安心して教育が受けられ、また、保護者にとっても経済的負担が軽減され、島内に活性化をもたらす等、大変意義あるものと確信いたしております。

現在取り組んでいる「小中高一貫教育」が、今後大きな成果を出せるよう期待して、高校が当町に存続することを強く希望したいと思っております。そのためにも、町全体が協力して行く必要があると考えます。

教育委員会とは、今後十分に協議を重ねて対応して行きたいと思っております。
三丁目についてお答えいたします。

北松西高校では、「小中高一貫教育」を実施している中で、小値賀中学校からの入学者数では定員に満たないため、数年前より佐世保地区等、他市町にも募集の呼びかけを行ってまいりました。

しかし、当町には、下宿や寄宿舎等の受入態勢が整っておらず、具体的な入学者の数は聞いておりません。
しかし、町内での出生者数の状況を見たとき、これからは島外からの受け入れを考える必要があります。

今後とも、教育委員会ともよく協議してまいりたいと考えております。
以上です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） ここにですね、山形県の教育委員会の『基本方針』というのがありますので、一応これをちよつと読んでみたいと思います。

「一学年当たり二学級の学校で、入学者数が入学定員の三分の二に満たない年度が二回になった場合は、原則としてその翌年度から入学定員を一学級分に減じます。また、入学定員を一学級分に減じた年度の二年後に分校とします。分校については、原則として募集停止とします。ただし、募集停止に当たっては、交通事情等の地域の実情、学科等の特殊性、志願状況等に十分配慮する。」というふうに記載をされておりますが、このことをよく考えてみたときに、私は、北西高が二十年度から一クラスになり、その後、分校となり、募集停止になると、こういうふうに上の文言からは想定されません。

それが、閉校にならない理由としては、私なりに考えてみますと、「離島であり、交通の便も悪く、また一島一高校が故

に、他の高校に行きたくても経済的に行けない」と、こういうことで特別に配慮してもらってるのかなあと、こういうふう
に思っているわけなんですけど、そういった認識でよいのか、これは教育長に伺います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 私の方からですね、これは県立高校の法律的と、それから県の教育委員会内で、規則等で決める分野
があるうかと思えますので、私の立場からですね、県立高校の存続のことについてはですね、ちよつと答えは控えさせてい
ただきたいと思えます。

私どもも、当然高校が小値賀に残るということは、もう切望しておりますので、いろんな機会を捉えてね、当然県の方に
も要請をしたり、状況によつては町、また議会ともですね、ご相談をして残すような努力はする必要があるうかと思えます。
法文的なものについては、これは県立高校なものですから、私の方からは答弁は控えさせていただきます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） そいじゃあ、町長に振りますけども、町長もそのようなお考えですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 県です、ね、高校の準備室の方から私の方に、小中高一貫教育についてですね、いろいろと小中高一貫
特区をとるということで、説明に参った経緯がございます。大体二・三回ほど、詰めということて来たわけでございますが、
その中で、高校存続をする場合の大前提として、『小中高一貫教育』ということて特区申請をしてほしいということ、今、
奈留・宇久・小値賀の三校がですね、離島の中でそういう特区をとった経緯があるということ、その考えを聞いた範囲の
中で、そしてまた、県の教育長さんたちに聞いたら、「やっぱり、それは存続するための小中高特区だ。」ということ、
お聞きいたしておりますので、そういう考え方を私はしております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それでは、ちよつと質問を変えてお尋ねしますけども、これもまた「県の方針だから分からない。」と
いうふうなお答えになるうかと思えますけども、生徒の収容定員についてなんですけどね、これは公立高等学校の適正配置
及び教職員定数の標準等に関する法律の中で、「公立の高等学校の規模は、生徒の収容定員が本校は二百四十人、分校は政
令で定める数を下らないものとする。ただし、その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。」と、こう

いうふうに謳っておりますけれども、この政令で定める、この特別の理由、これがどんな意味なのか、これは一応教育長にお尋ねします。

それともう一つですね。これは新聞の切り抜きなんですけれども、松浦市長がですね、松浦東高校の存続のために、こういうことを言っています。「関係機関と連携して取り組みたい。」と、こういうふうに表示しております。それで、地元自治体からも存続を求める声が出ているというふうに新聞に掲載をされておりましたが、どのような取り組みをされているのか、分ければ教えてほしいと思いますが、これは教育長、町長、いずれでもかまいませんけど、この二つ、答弁をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（巖 充也） 政令の解釈についてはですね、これは具体的に私どもがですね、この政令を手にとってですね、その解釈で検討したということとはございませんので、多少、私的な部分もあるうかと思うんですが…。

具体的に、どのケースというのはですね、ちょっと私もよく存知かねます。ただ、この政令の中に書いているのはですね、中高一貫教育とかですね、そういう連携してやられるときに、先ほどおっしゃった定数の範囲をですね、下回ったときに、「この限りでない。」という解釈があるうかと思えます。

これは、最終的にはこれは県と協議しないと私の方は何とも言えませんので、答えはそこでご了解願いたいと思います。それから、松浦のはもう少しちょっと情報を集めてから、後ほどお答えしたいと思うんですが…。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 解りました。

その件については後でもかまいませんので、教えていただきたいと思えます。

『対岸の火事』の思わずにですね、こういったのは真摯に受け止めて対処方法を考えて、勉強していかなければならないと私も痛感をいたしました。

それで、小中高一貫教育について、教育長からも言われましたけれども、私はこれに對しまして『一島一校』が故に、さっき言ったように、他の高校に行きたくても経済的に行けないので、そういったふう特別に配慮していると、こういうふうに向きを考えていきたいというふうに思っております。

しかしながら、県の方針がですね、どのように変わるか判りませんので、これに注意深く見守って、我々議会としても、何かあれば県と協議をし、陳情する、そういうふうなことになる恐れもありますので、これだけは一応言っておきます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	四十七分	—
—	再開	午後	一時	四十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

五番（浦 英明） 『小中学校の校舎建設について』お尋ねいたします。

先ほど申し上げましたが、県立高校教育改革第三次計画の中で、「専門学科の改編」、「小中高一貫教育の導入」など、平成十八年度から二十一年度まで実施の予定であります。

当町も現在、小中高一貫教育の取り組みを試行中ではありますが、学校の垣根を越え、お互いの教職員が補完しあわなければやっていけないだろうと思います。少数教師で教育水準を低下させない方法を考えた場合、また、情報電子科の募集停止に伴う空教室を利用できるなど、そして高校の校舎から低学年の児童等を見守ることができ、先生方の授業の乗り入れ、所謂、移動がスムーズに出来ることなどを十分に考慮したとき、小中学校の校舎建設は、北松西高の敷地内に建設するのが望ましいと考えます。

しかしながら、それ以外も検討してみる必要があるのではないか。例えば、現在の小中学校を取り壊して、新たに建設するとか、小学校を大規模改修するとか、二案・三案を提示して、小中学校校舎建設検討委員会でも、よく協議・検討する考えはないのか教育長に伺います。

二点目。校舎を新しく建て替える、所謂、改築及び大規模改修した場合の建設費と、地元負担金は幾らなのか。

また、それに係る一般財源と基金をどのように考えているのか町長に伺います。

再質問があれば、質問者席より行います。

議長（横山弘藏） 教育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

小値賀小学校及び小値賀中学校の現在の校舎は、中学校については、昭和四十年三月から昭和四十三年三月までの期間で

建設、小学校は昭和四十五年三月から昭和四十七年三月までの期間に建設されております。

いずれも、耐震強度で言われております、昭和四十六年以前の『建築基準法』で建てられたものでございます。

平成十八年十二月から今年の一月にかけて耐力度調査を実施し、結果、国の基準での五千点を割った結果が出ております。今後、校舎の建設については、より効果的に経費的にも財政負担を少しでも少なくして行く必要は当然のことと考えております。

また、既存の施設を有効に活用することも考慮し、高校の校舎を活用し、町の財政負担を少なくすることを念頭に置きながら、検討して行きたいと思っております。

以上です。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 改築、改修の建設についてお答えいたします。

小中学校校舎建設検討委員会が九月に設置され、鋭意検討している状況と聞いております。具体的な規模が出ないことには、建設費等の算出は出来ない状況です。

校舎建設検討委員会には、財政・建設課長もメンバーとして入っており、建設コスト、町負担額、基金の問題等を十分考慮して検討するよう指導して行きたいと考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 先ほどの町長の答弁について再質問をいたします。

前の、北松西高の市ノ瀬校長が言った話なんですけどね、「情報電子科の空教室を中学生が使えるので、高校の敷地に建設が望ましいとした上で、他に十六教室が必要ではないか。」と。これはですね、十八年当時、我々の産業建設常任委員会の中で建設課長と財政課長に尋ねたんですよね。そうしますと、「事業費は約二億円になると、それに対して補助金が一億一千万円、義務教育債が八千万円、一般財源は九百万円ぐらいである。」と、「こういうふうな説明があつたわけですよ。「あくこれだったら出来るなあ。」と、「何も無理しなくていいなあ。」と、「こういうふうに一応考えておつたわけなんですけどね。」

それで、例えば、さっき「十六教室」と言いましたけども、十六教室に平米数をかけます。例えば、一教室大体五十平米

ぐらいが必要だろうというふうなことをやったもんですからね。それを計算しましたところ、約一億八千四百万。しかし、理科の実験室とか、音楽室、そういったところは何か一・五倍要るのではなからうかと。そういったところも換算したら、やっぱり二億円近くになるのかなあと、こういうふうに思ったんですけども…。

だからその教室が大体どのくらい必要なのか。それによって大体の平米数が決まって、私は平米単価の木造であれば、二十三万ということを持ただ単に掛けたわけなんですけど、だから概算で出ないんですかね？そういった事業費のうちゅうのがですね…。そのときは大体概算でそういった費用を出しておったんですよ。だから、私は「大丈夫だなあ。」というふうに思っておったんですけど、そのことについて答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今ですね、浦議員のおっしゃっているのは中間的なことでの、あれだったと思うんですが、今、平米数もまた前からしたら小さくなっているようにございますし、特殊学級とか、音楽室とか、いろいろがですね、まだ今後三月ぐらいには出るというふうに伺っておりますが、まだはつきりですね、教育委員会等の学校関係等も話し合いの中では、そういう最終結果が出ていないということで、先ほどの答弁になったわけでございますので、建設費等につきましてもですね、この場で「幾ら」ということはちよつと控えさせていただきますと思います。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 委員会等で、まず検討を何もしてないから、そういった教室も幾ら要るのか判らない、平米数もどのくらいになるのか判らない、平米単価がどのくらいになるのか判らない、こういうふうなことなんですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） そういうことじゃございませんでしたが、私の方にまだ最終報告がなされていないということですので、中間報告として、教育長の方から答弁させます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 『校舎建設検討委員会』というのは、九月に立ち上げました。で、一応、小中高の学校長、前、町長が話しましたけども、小中高の学校の校長、それから行政、あとPTAの会長等々で今検討に入っている段階で、必要な教

室数というのは一応試算的なものは作っております。

ただ、これはですね、まだ保護者への説明とか、いろんな要望がまだ出てきませんので、そういうものをある程度精査してから検討委員会で最終的に必要な教室数を割り出すべきだろうというふうに考えております。

いろんな関係者からの声等もまだ十分に徴収はしておりませんので、数字的にはですね、ちよつとまだ出すのは控えさせていただきます。と思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 私としてはですよ、「建設あり気」でこの計画を進めているのではないかという、ちよつと気がするわけなんです。

それって言うのが、さっき言いましたように、教室がどのくらいあればどのくらいぐらいの平米数、それに単価を掛けていけば大体の概算の事業費は出ますからですね。

私なぜそれを言うかということですよ。町長にも言いたいんですけれども、一般財源をどのようにあと確保するのか、それだけで極端に言ったら「一億も幾らも出るんじゃないだろうか。」という話を私聞いてるもんですからですね。

その当時の、総務文教厚生常任委員会で何か話が出たのかなあと思うんですけど、何かそういうふうな噂を聞いたもんですから…。例えば、「建設事業費が五億円以上になるんじゃないだろうか。」と、「一般財源の持ち出しが一億五千万ぐらいになるんじゃないだろうか。」とか、そういうふうな話も聞いたもんですからね。

そうしますと、とてもじゃないけど、これは基金を取り崩さないと一般財源の確保が出来ないんじゃないだろうか。こういうふうには私思ったもんですから、そこを一応問い質しているんですよ。「問い質す」という言い方はおかしいですけどね。

質問してるんですよ。だから、基本的な、教室が幾らあって、平米数がどのくらいというようなことは大体概算で出ると思えますけどね。

教育長、どうですか？そこ辺り…。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 今、浦議員がおっしゃった、特に町の財政の状況を見たときに、一般財源の問題とか、基金の問題が

懸念されるのは当然のことでございます。

先ほど、質問の中に、「建設あり気」ということをおっしゃいましたけれども、検討委員会の中で確認したのはですね、「建設あり気」でスタートしたわけではございません。そのために、財政課長とか、建設課長も検討委員会の中に入っていたら、町の財政状況等も当然考慮してもらった中で、今検討している段階でございます。

当然、我々も町の財政状況を見ながら、本当に建てられるのか、建てられないのか、いつだったら建てられるのか、その辺は今後十分に、歳入の確保とかですね、当然国からの補助金等の申請の中で、文科省との交渉とかですね、そういうものも入ってきますので、そういうものがまだ見えない『不確定要素』がございますので、そういうことは当然含んだ中で、この検討委員会の中では検討していこうと考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） ある程度話は一応解りましたけれども、先ほど、十八年度当時です、話をしますと、名前を出して悪いとは思いますが、財政課長が言われた話なんですけどね、こういうふうに言っておりますけれども…。

「一般財源の確保が可能かどうかを検討して、総事業に占める一般財源を特別会計も含めて一億円以内に抑える。そして基金の取り崩しを五千万以内になるように極力抑えるよう計画する。」と、こういうふうに言っておったわけなんですけれども、先ほどから言ってますとおり、教室がどのくらい要るのか判りませんが、噂に聞いた話だったら、五億円も幾らもということであれば、これは財政課長が言った言葉からすると、到底これは無理なんじゃないかと、こういうふうに関心配をしたもんですから、そういうふうに関心をおるわけなんですけれども、まあ、「大丈夫」と言ってもらえれば、それでもかまいませんけれども、検討委員会でこれは後で検討することになるかと思っておりますけれども、そこら辺をどのように考えているのか、もう一度だけ伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

小学校の一・二・三・四を、一階に、五年・六年・中一を、二階に、中二・中三を、高校の電子科・家政科の空校舎のところに入れるというようなことは聞いておりますが、ただ検討委員会の最終結果が出てですね、今後また、県との調整もしなければいけないというふうに考えております。

それから、県の校舎がですね、果たして県と町が二分の一でなのか、全額町が出さなければいけないのか、それはまだ不透明でございまして、それをですね、今後詰めていくということをお聞きいたしておりますので、もうしばらくですね、時間をいただければと思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 解りました。

最後に、私が一応考えていることをまとめてお知らせします。

「子どもは国の宝」と、「小値賀の宝」、希望でもありません。その子どもたちのためにも、勉強しやすい環境を提供するのは我々大人の責務でもあります。

そして、改築するならば、長崎県産の材料を使えば、別に補助金も付くので、木造が良いと私は考えております。木造で、ソーラーシステム装置の環境にやさしい、生徒にもやさしいぬくもりのある施設を設置してやりたいと思っております。

その反面、さっき言いましたように、先立つもの、所謂、『資金』がなければ設置はできませんので、私は一般財源の確保と、基金の残高等をよく精査するのは勿論のことですが、私も常々申し上げており、基金ですね、これは小値賀が自立の道を確かに歩いていくための、私は『最後の砦』だというふうに考えております。基金は、いつも言ってますけど、なるだけ取り崩さないように、これは強く提言したいと思えます。

そして、さっきから言われておるとおり、『小中学校校舎建設検討委員会』で、もつともつとよく協議検討していただきたいと、そういうふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 浦議員のおっしゃることに关しましては、一応理解しているつもりでございます。

当然、木のぬくもりのある木造で建てなければということではありますが、他のところにつきましては、教育長さんが控えておりますので、教育長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 校舎の検討委員会はですね、副町長を委員長として、一応私が副委員長という組織で今検討に入っ

おります。

当然、今、浦議員がおっしゃった、もし建てるのであれば、木材を使うことで県からの補助金が付くというようなことでもですね、当然念頭に入れながら、そういうことを含めた上で、最終的にはどうやって財源の確保を努めるかということになるかと思えます。

そういうことは当然、町長部局、教育委員会も含めてお互いに協議し、また県や国とも協議をして、我々は国の方からほめるだけ補助金はですね、取れるだけ取っていいこうというところで考えておりますので、少しでも町の財政の負担がですね、軽くなるような方向で建てるとすれば、そういうところをにらみながら、この検討委員会の中で進めていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

日程第五、議案第五七号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第五七号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

人事院は去る八月八日、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告いたしました。

この勧告の内容は、一つ、官民給与の格差を是正するため、若年層に限定した給料月額引上げ、二つ、扶養手当月額五百円の引上げであり、この二つの実施時期は平成十九年四月一日となっております。三つ目として、ボーナスについては、民間が公務員を上回っていたことから、その均衡を図るため、勤勉手当を〇・〇五月分引上げる勧告を行っております。勤勉手当の実施時期は、平成十九年十二月支給分で調整するとなっております。

そこで本町職員につきましては、扶養手当の引上げ、勤勉手当の引上げを実施せず、若年層の給料月額引上げのみの改定を、人事院勧告より一年遅らせて、平成二十年四月一日より実施したく、ここに「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」をご提案いたしました。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

別表第一及び別表第二の給料表を、別表のとおり改めるものでございます。

以上、改正案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治）

改正条例案を見ますと、勧告に基づく諸手当、少子化対策推進に配慮した子らに係る扶養手当ですね、これの支給額が「五百円」上がつとるようですけれども、それと期末・勤勉手当、ボーナス「〇・〇五月分」の引上げ改正を据え置いた理由ですね。今、提案理由の中で、理由は申されませんでしたから、据え置いたということでございます。

それと、給料の改正はですね、一般職に係る行政職給料表（一）は、職務の級、一級から三級まで、それから労務職等に係る行政職給料表（二）は、一級・二級まで、薬剤師、栄養士、その他の職員に係る医療職給料表（一）については、一級から四級まで、これは全部ですね。それと、保健師、看護師、准看護師に係る医療職給料表（二）については、職務の級、一級から四級まで全部を改定する内容でございますけれども、改定に該当する職員の数と、年間の改定による必要額を教えてくださいいただけます。行政職、一・二、医療職一・二ごとにですね。

議長（横山弘藏）

総務課長

総務課長（谷 良一） お答えいたします。

扶養手当とボーナスの見送った理由ということでございますが、一緒に、なぜ若年層の給料のみを提案したのかということとを併せて答弁したいと思います。

小値賀町は漁業の不振、それに追い討ちをかけるような燃油の高騰というように、ここ何年かは漁師の方は正月も出来ないというような大変な状況でございます。

そういうことを考えた場合に、給料のアップ、扶養手当のアップ、ボーナスのアップという、人事院の完全実施は到底できなく、住民の理解が主でございますので、住民の納得も出来ないと思われまます。

しかし、都会に出たいのを我慢して、小値賀町に残り、町のために一生懸命頑張っている若い職員、数少ない人材がおります。自分たちで『おぢか島ん』というのを結成しまして、勤務時間が終わった五時半から遅くまで、毎回、イベントがあ

るたびに約一ヶ月、練習に励んでおり、自分たちの積立金で運営もしております。

また、最近のイベントでは各課関係なく、若手の協力無しでは出来ない状況で、若手の方も快く協力をいただいている状況で、イベントの多い月は一日も休みが無いというような状況でございます。『おぢか島ん』を含め、町のイベントとしては皆ボランティアで対応しております。

そういったことから、若手の勤労意欲を維持する面から、若年層の給料月額のアップのみを人事院勧告より一年遅れの実施をお願いしたいと考えております。第一点目はそうでございます。

二点目についてはですね、給料につきまして、行（一）が二十名。これはすいません。うちは実施しないという方向で行っておりますので、十九年に関してでございます。十九年度の影響でございます。行（一）が二十名の、約四十万。行（二）は該当者はありません。医療（一）が一名、二万四千円。医療（二）が五名の、約十二万八千円で、合計、約五十六万一千円でございます。

それと、扶養手当につきましては、実人数ですね、一人に一人・二人の扶養手当をもらっている方がおられますので、実人数が四十九名の、約七十万でございます。

ボーナスにつきましては、これも十九年度の十二月実施分ということで、これは当然全員でございます。約百四十万でございます。それで、合計の十九年の影響分は、増加分は約二百六十六万ということになっております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） ただいまのですね、ベースアップのことについて提案理由、説明等々については、かなり明確にお答え願ったとは思っておりますけれども、行政職の給料表、或いは医療職の給料表を昨年度と比較して見ますとですね、行政職（一）・（二）については、一級から三級まではベースアップが該当となっております。行政職はそれでいいんですけども、次に医療職の給料表については、一から四級まですべてベースアップの対象になっているように見受けられます。

この根拠について伺いをいたします。

議長（横山弘藏）

しばらく休憩します。

—	休憩	—
再開	午後二時	十六分
—	午後二時	—
—	十七分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

宮崎議員

一番（宮崎良保） ただいまの件につきましてですね、私の勘違いっちゆうところが重々にあったように思われますので、撤回したいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） ここにですね、職務給与実態調査の対象事業所などが上げられておりますけれども、よそに比べるとですね、小値賀町の漁協とかいろいろ事業所がありますけれども、店なんかには雇とる人の給与ですね、それとは比べもんならんとというような話も聞いておりますけれども、実際に小値賀町の企業の、抜粋してどこか調べての比較はとられましたか？もし、比較があるとすれば、教えていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	十九分	—
—	再開	午後	二時	十九分	—

総務課長

議長（横山弘藏） 再開します。

総務課長（谷 良一） 今回は、小値賀町の他事業所もいろいろと調べてみました。

そこで、先ほど言いましたように、小値賀町の役場の今度の給料のアップで該当する人数は二十六名なんです、年齢的に言えば二十歳から三十五歳までの方で、その二十歳から三十五歳までの、小値賀町の他の事業所を比較した場合に、約、年収で三十万〜七十万円ほど、役場が多いように思われます。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 今の問題に関連をして伺います。

国には人事院というのがあります。で、今回、勧告を出されております。ですが、日本全国おんなじように経済状態がすべて同じかと言うとそうではないので、長崎県にも人事委員会というのがあります。ですから、長崎県は長崎県の経済状態の中で、官民給与の格差がどれぐらいあるかということを再度調査をし、そして長崎県においてはこれぐらいというようなことでベースアップの提案をなされるという形があります。

私は以前においてもこのことを指摘しました。それで、小値賀町においても小値賀町の『相場』というのがある。経済状態というのがある。だから、それを基にして小値賀町独自のベースアップの考え方をすべきだということを指摘しておきました。

そこで、総務課長はそういう状態も踏まえた上で、他の事業所について調査をなされたようでございます。

で、私も独自に実は調査をいたしました。それで、給料だけをちよつと比較をいたしました。大体先ほど、該当者と言われる二十六人のところの範囲でいろいろ伺いますと、大体少ないところで十二万から十四万というような所の回答が多かったというふうに認識しておりますが、先ほど、総務課長がおっしゃった給料だけでは実は比較できない。ボーナスがどれぐらいか。事業所によつてボーナスが出ない所もあるし、出るについても「二・三万です。」とかという所もあります。したがつて、『年収』というところで比較すべきだということになります。

そういったしますと、三十〜七十万は今のところ、役場の方が高いという状況は私の調査もほとんど同じであります。

ただし、小値賀において、例えば、郵便局とか、それから親和銀行なんていうのは長崎市内の経済の相場ということと連動をしておりますので、その辺のところは若干上がってくるわけでありましたが、その辺と比べても小値賀町の役場の職員の年収というのはやっぱり多いんですか？同じぐらいですか？

その辺のところは、どういうふうな調査結果はなつてるでしょうか。お伺いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えします。

残念ながら、親和銀行に一名、郵便局に一名しか該当者がおりません。

それで、結果的には多い人もおるし、少ない人もおるといふ状況でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） この二つは小値賀町においては特別な存在だといふふうには私は考えるべきだと思っております。

そういったしますと、今度のベースアップによつてこの二つに近づくといふ可能性が十分に出てまいります。まあ、一生懸命頑張っていたでいる状況は私も『百も承知』ですし、涙が出るような努力をなさつてことも承知をしております。しかしながら、「ボランティアもやっている。」といふことでございますが、他の職種においても実は非常に厳しい給料

の中で、ボランティアで野球の指導をしたりですね、いろんなことでおやりになつていらっしゃる方もおられます。

で、そういうところがございますし、また、漁の不振というふうなことで、なかなか町内の経済状態というのは非常に厳しい状況にあるというのが私の認識ですが、その中において住民の感情ということも考慮すべきだと思います。

そういう点については、町長はその『住民感情』、こういう冷え切つた経済状況の中で、これだけのベースアップをする、大した額ではないんですが、引き上げをするということについて、どのようにお考えなのか。そのお考えを伺いたいと。こうやって、ベースアップの議案を提出（することに対して）、私はその前に何とかなだめてですね、今回はちよつと見送つてもらえないかということのご努力もされたとは思いますが、それも含めてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

町民の感情等については十分配慮したつもりでございます。

と言うのも、人事院勧告が九年ぶりに出たということで、北松の他の三町を聞いてみましたら、差額も全部ですね、給料から扶養手当、ボーナス、全部出すという中で、小値賀町はただ、もう扶養手当は勘弁してほしい。それからボーナスも勘弁してほしい。そして差額も勘弁してほしい。

ただ、給料のみをですね、先ほど総務課長も言いましたが、二十六名の一生懸命やっている人たちにはですね、新年度の四月からにつきましては、答申どおりにしてやりたいということで、お金もちよつと四十万ぐらいかかるかもわかりませんが、それよりも一生懸命頑張ってもらう方が、小値賀町のためにはなるといふふうに思ったものですから、これを上程いたしている次第でございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 気持ちよく解るんですが、小値賀町の町全体の経済についていうことも、非常に厳しいということも「百も承知の上で」ということでしょうか、もう一つは小値賀町の町の財政ということに、かなりいつも我々も心を痛めております。

そういう中で、例えば、前回来ていただいた矢祭町の前根本町長がおっしゃっていました。「職員たちの時間外手当等も返上をし、そして一生懸命行政改革に当たっている。そういう姿を、町民に見せることが町内におけるこの町民がです

ね、本当はもう周りみんな、長崎県周りの市町みんな上げているのに、うちだけ上げないっていうようなことをです。やりながら尚且つボランティアでも何でもみんな一生懸命職員やっているじゃないかっていう形を見せることが、「町内一致団結してこの難局を乗り越えましょう！」ということになるのではないかと私は思うんですね。

そのような、そのひとつの行政のリーダーとしてのですね、町民の心を一つにするとか、町民の皆さんに対して行政にもっと協力してもらおうというようなことを、もう一つの観点から考えるべきではないかと思うんですが、それについてもどうでしょう、考えた上でこうなったということであれば、お伺いをいたしたいと思います。

議長（横山弘藏）

町長 長

町長（山田憲道） 今、若手の方が時間外手当とか何とかっていうようなことは言われていますが、土曜・日曜の時間外は付けておりません。そして、いろいろイベントにも出ておりますが、今度、『キラキラフェスタ』というのもあります。この分についてもですね、自分たちが積み立てをして、小値賀の子どもたちを喜ばせようという気持ちがあつてですね、やつてるといふことで、私たちはそういう職員がいるということは私は幸せだと思っております。

そういうことで、立石議員さんの言うことは解るんですが、他の四町とも考えた場合、やはり九年ぶりに答申をされた中にですね、ただ、二十年の四月からの分だけは申し訳ございませんけれども、通していただきたいと、そういうことで上げておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏）

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） この若年層の給料の値上げの原因について、先ほど総務課長からの説明がありましたけども、その中でですね、どうしても引くかかることがあります…。

「実は現在、役場の職員が都会に出るのを我慢して小値賀町に残って一生懸命頑張つてやっている。」ということも言われました。そして更にですね、イベント関係のですね、ボランティアで職員も一生懸命頑張つているのは私も承知しております。

しかしながら、役場の職員だけではないんですよ。各イベントについては、特に農業団体、これなんかもですね、自分の家の仕事を休んででもそういうイベントに参加をしているわけですよ。

だから、そういう面も考えたらですね、これはベースアップはもうやむを得ないとは私は思えません。寧ろ『反対』の方

ですけども、そういうね、これは町長にお伺いしますけど、ほんとに役場の若手の職員が都会に出たいのを我慢して小値賀の役場に残っていると、そう町長、思いますか？どうですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） その問題についてはなかなか難しいわけですが、親としたら残ってもらいたいという思いだと思います。だけど、本人たちにしたら一回は出たいと、私も一回出ましたので、そういう考えは解ります。

そういうことで、何って言いますか、我慢したとか何とかということじゃなくて、小値賀が大好きだから小値賀に止まって、小値賀のために一生懸命頑張っていたというふうには私は解釈いたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 先ほど来から、若年層の給料の引き上げということですね、町長の方からも「大変職員が頑張つとる。」ということ、まあ給料に関してはですね、民間企業でもなかなか手を付け難い分野です。そういう意味で、先ほど来、総務課長からも話があったとおりですね、人事院勧告で上がつとると。他の市町についてはほとんど上げてる状態だという答弁やったと思います。

そういう中ですね、これはもうご存知だと思いますが、地方公務員法の中ですね、ちよつと調べてきたんですが、二十四条の第三項にですね、ちよつと読ましていただきます。

「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と。これは先ほど来、立石議員さんからも話があったようにですね、この中の条文で言えば、民間事業者の給与等を考慮に入れながら定めてくださいと。決めてくださいということでございます。

そういうことで、先ほど、総務課長の提案理由の説明の中でですね、これもちよつと先ほどの立石議員さんとダブリますけど、要するに東京とか、愛知とか、福岡とか、大阪等の民間の給与等はそれが上がつとると思います。それに併せてこの人事院では引き上げしとるわけですから、先ほど来言うように、小値賀島内ですね、まあ長崎県内でもいいですけど、特に小値賀島内の、要するに税金で給与を賄いよるわけですから、そういう意味においてはですね、町長が先ほど来から言うように、職員は頑張つとるのはもう解ります。その「税金を使うんだ」という認識をですね、税金を給与として対価としていただくということですから、そこら辺の認識を今一度考え直していただいておりますね、そこら辺のところをですね、町長、ど

ういうふうに考えておられますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

十七年度に十三市十町で、小値賀がラスはケツでした。十八年度で、五島市と新上五島町が給料をカットしたということ、尻から三番目になった経緯がございます。新上五島の方に聞きますと、人事院勧告どおりすべて今回はやるということでございますので、多分また来年からは小値賀が一番ケツになるんじゃないかと思っております。

「ケツ」とか「尻から三番目」ということではありませんけれども、ただ、今他の町の中でですね、「もう全面的に人事院勧告どおりやりますよ。」というところが多い中で、小値賀の場合は人事院勧告どおりにはやらないと。ただ、一つだけですね、若年層の分だけの、平成十九年の四月一日（施行）じゃなくて、二十年の四月一日からの、この一つだけは誠に申し訳ございませんけれども、認めていただければということと提案しているところがございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 私がちよつと言いたいのですね、小値賀島内です。島内、あくまで島内に限定します。島内の企業うちゅう企業はあんまりおりませんが、企業、それから個人経営者等ですね、給与等を考えてもですね、今の年間三十万七十万多いということがですね、やっぱり町民がですね、一番、一般質問でもあったように、もう基金の問題等々、かなり神経つことるわけですね。

そういう中で、今回これを上げるといことはですね、私は小値賀の今の民間の企業、若しくは個人経営者、個人でされとる人の方に対してですね、考え方を改めるうちゅうか、もうちよつと待っていたいでですね、それからでも遅くはないと私は思うんですが、そこら辺もう一回、町長の答弁うちゅうか、そこら辺説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏）

再開します。

—	休憩	午後	二時	三十九分	—
—	再開	午後	二時	四十一分	—

町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

加山議員さんの言われることは十分認識はいたしているつもりではございますが、私といたしましては、この議案につきましても、そのまま出したいということ、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

立石 議員

八番（立石隆教） 私は、本案に反対の立場で討論をいたします。

職員の皆さんが本当に一生懸命頑張っていること、それから小値賀の発展のために本当に一生懸命、血を流すような努力をしていることは十分に承知しながら、非常に断腸の思いでございますが、本案を反対したいというふうに思います。

官民給与の格差は正というのが人事院の第一の仕事であります。この官民給与の格差というのは、トヨタ自動車に勤めている社員がもらっている給与と、小値賀町の職員がもらっている給与の格差があるかどうかのことではございません。これは小値賀町に住む者たちが、小値賀町に住んでいる民間の人たちがもらっている給与、或いは、農業や漁業者が得ている年収、そういうふうなものと格差があるかどうかということがポイントであります。

先ほどの、総務課長の調べでも、年収にして三十万〜七十ぐらい高い状態だとすると、これはまさに『格差』であります。であれば、この格差は『引き上げ』ではなくて、『引き下げ』という格差は正をすべきであります。この人事院の考え方が言えれば……。ということを考えてですね、そうであっても私は「下げろ。」とは言いません。皆さんが本当に努力している姿をよく解っています。

ですから、これはそのまま申し訳ないけど、今のままの給与体系で推移を、今はさせていたいただきたいと……。

本当に今年の正月どうなるか、ということ、本当に頭を痛めておられる方が私の周りにはいっぱいいます。その方の一人、二人がひよっとして首を吊るんじゃないかと、私は本当に心配しています。

そういう状況の中で、「役場だけが」というようなことを思われては、私は今の小値賀の中においては感情的にもよろしくないということを思いますので、ここはひとつ断腸の思いで、今回出た『職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案』については反対をいたしたいと思います。

議長（横山弘藏） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 先ほど来から、ほんとうに上げてやりたいというような、本当の我々の気持ちであります。

しかし、特に小値賀町の場合には、とりわけ漁業者は油の高騰と、油も端の高騰ではありません。先ほど来、漁業関係者が油の高騰に対して援助というような、そういう大会を開きました。しかし、それで三円・四円補助しても何ほどの足しにもならないほどの油の高騰であります。

私は、都市と地方と、今『格差問題』が叫ばれております。長崎県にあつてでも、都市部と離島部では非常に格差もひどくなつております。そういう中でですね、小値賀の若い職員の給料を上げるということはですね、非常に町民感情に沿った形ではないと、そういうふうに考えます。

確かに、ボランティアとか何とかで一生懸命やっているのは事実です。そういうのは認めます。

しかし、ここはひとつ我慢してですね、そういう環境がもう少し変化するまで、待つてもらいたいというのが私の意見です。

したがって、この議案に対しては反対の意見を表明します。

議長（横山弘藏） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

では、ほかに討論はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） ただいま賛成討論がありませんでしたので、議長が「ほかに討論はありませんか。」ということですので、私は反対の討論をさせていただきます。

先ほどからいろいろ言われましたとおり、本当に役場の職員が頑張っているのは私も十分承知です。

その中で、人事院勧告において初任給を中心に若年層に限定した給料月額引き上げにつきましたは、反対をする者であります。

現在、本町の住民所得については、農業・漁業者を含め、第一次産業が非常に低迷であり、所得も低迷、そしてまた油の高騰など、漁業者はもちろん農業者の施設園芸にも大きく響いているのが現状であります。依然としてこういう第一次産業の生活が苦しい中において、そしてまた建設業におきましては、ただいま斑の下水道工事が行われておりますけれども、この下水道工事が終わったらもう、あとほとんど公共事業が無い状態であります。そしてですね、大工さんとか、左官業の方々も、「もう一万六千円の日は払えないから下げてください。」という住民からの意見もたくさんあるそうです。

そういうことを考えた場合にもですね、この給料引き上げに関しては、まあ少額ではありますが、住民の感情を考えると、また生活を考えた場合に、今しばらく待っていたくべきではないかと、住民の皆さんからの声も大きくあります。

そういうことで、私としても、今回は、この条例の一部改正案については反対をさせていただきます。

議長（横山弘藏）

ほかに討論はありませんか。

土川 議員

三番（土川重佳）

私もですね、今こういう窮地な時に、働き手も働けない、仕事もない人さえている中で、やはり役場職員さんが本当に頑張っているところはもう解かっておる次第でございます。

しかし、小値賀町が車の両輪となるように、素晴らしい道が発射するまでは、ちよつとこの『職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案』は、私にとつてもちよつと時期が悪いんじゃないかということでございますので、今後、ほんと小値賀町民が、道で会つても頭四十五度じゃなくて、まっすぐニコニコ笑顔ですりあえる、そういう活気のあるまちづくりができるまで、私はこの条例案にはちよつと賛成し難いもので、あくまで反対を今回はさせていただきますと思います。

議長（横山弘藏）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五七号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第五七号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

ます。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立少数です。

したがって、議案第五七号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、否決されました。
しばらく休憩します。

―	休憩	午後	二時	五十一分	―
―	再開	午後	二時	五十九分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第六、議案第五八号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第五八号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

このたびの改正は、一件『二百円』となっている手数料を『三百円』に見直すもので、県内各市町の実態を参考に手数料を改正するものでございます。

漁船登録に関する証明は、以前、町でやっていた時期もありましたが、現在は県知事が行うこととされており、削除しております。

なお、戸籍法等、国の法律に規定されているものについては、従前のとおりでございます。

附則として、平成二十年四月一日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） ただいまの手数料の徴収条例の一部改正案の件について、一言、質問をいたします。

現在、小値賀町の住民における所得がですね、今まで言ったようにかなり減少している、そういった状況の中ですね、今、小値賀町の手数料つちゅうの、徴収を上げる根拠は何であるか。

また、住民の負担の増になることを踏まえてまでですね、手数料の値上げをするということは、財源にとってどんだけ、小値賀町にとって財源が増加するのか、その二つを質問いたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 住民課の窓口が一番住民に影響がありますので、私の方から答えさせていただきます。

長崎県内二十三市町の、住民課窓口の印鑑証明等の発行手数料を協議したときに、北松の三町のみが『二百円』で、あとは全部『三百円』になっておりました。

そこで、北松の住民課長同士話し合いました、これはもう長崎県内大体同じに上がっているし、全国的にもそういうふうな金額になっているので、（議会に）かけてみようじゃないかということ、今回、提案させていただいておる次第です。

この決算に及ぼす金額を想定しますと、十八年度の状況で言いますと、住民票が千五百七十三件、印鑑証明が千二百七十九件、その他身元証明等二百九十五件で、六十二万九千四百円ほどでございます。これによる手数料の増収分と言いますか、入る分は約三十万程度だというふうに考えております。

そして、こういう手続き自体がですね、しょっちゅうやるようなことじゃなくて、年間に何回あるか。あと、例えば相続等の関係とか、それほど多くない、誰にでも何回もあるようなことじゃないというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 提案の理由は大体把握はしておりますけれども、今、今、これをやるのが妥当なのかつちゅうのが、ちよつと解らなかつたんですね。できれば、来年の三月の予算の時でも上程した方が住民にとってはより解り易いのかなあというような気がいたします。

その根拠がいまち解らなかつたものですから、お尋ねをいたしました。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

手数料を上げるといふ改正条例ですので、『周知』の時間も含めて新年度から施行するんですが、十二月の議会に上程させていただいた次第でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五八号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五八号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五九号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第五九号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成二十年四月一日から県レベルを一保険者として、七十五歳以上の後期高齢者全てを被保険者とする医療制度が始まります。

今回の改正は、その医療制度改革に伴うもので、平成十九年度まで老人保健事業特別会計で処理していたものが、形を変えて後期高齢者医療事業特別会計へ移行するものでございます。なお、現在の老人保健事業特別会計も過渡的に、平成二十二年までには継続されることとなります。

附則で、適用日を、新しい制度が始まる平成二十年四月一日からにしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五九号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五九号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六〇号、長崎県市町村土地開発公社の解散についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第六〇号、長崎県市町村土地開発公社の解散についてご説明をいたします。

長崎県市町村土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和四十九年十月十九日設立しました。

以来、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行ってきましたが、事業の減少、市町村の厳しい財政状況、並びに県出資団体の見直し等により、本公社を平成二十年三月三十一日をもって解散するものであります。

公社を解散するときには、「理事会の同意を得た上、各設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。」こととなっており、理事会を去る十一月四日に開催し、理事会で解散の同意を得ておりますので、本公社定款第三十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六〇号、長崎県市町村土地開発公社の解散についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六〇号、長崎県市町村土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六一号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第六一号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてご説明をいたします。

平成二十年三月一日から大村市が長崎県市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加するものであります。

また、学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本組合理約第三条の改正の必要が生じたため、規約の一部を変更するものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に、条例の『新旧対照表』を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六一号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更についてを

採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部変更について

は、原案のとおり可決されました。

日程第十、小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法については、指名推薦にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

小値賀町選挙管理委員会委員には、田中比古右さん、吉野喜昭さん、貞方忠義さん、浦 俊一郎さん、以上の方を指名します。

同じく補充員に、一番・山田泰弘さん、二番・前田利秋さん、三番・原田信幸さん、四番・濱田博幸さん、以上の方を指名します。

おはかりします。

ただいま、議長が指名しました委員に、田中比古右さん、吉野喜昭さん、貞方忠義さん、浦 俊一郎さんを、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

おはかりします。

先ほど、議長において指名しました補充員に、一番・山田泰弘さん、二番・前田利秋さん、三番・原田信幸さん、四番・

濱田博幸さんを、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が順番のとおり、選挙管理委員会補充員に当選されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、十二月二十日は、休会とします。

明後日、十二月二十一日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後

三時

十七分

散会

―